

安房7町村 次世代育成支援 地域行動計画

 **子どもの笑顔と活力が**

あふれるまちづくり 

平成 17 年 3 月

安房7町村

(富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町)

目 次

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画策定の目的	5
第3節 計画の役割	5
第4節 計画の期間及び見直しの時期	5
第5節 計画の策定方法	6

第2章 子どもを取り巻く環境

第1節 子育てを取り巻く安房7町村の環境	11
第2節 子育てをめぐる課題と住民意向アンケート調査にみる 子育てしやすいまちづくりに向けての住民意向	35

第3章 基本的な考え方

第1節 計画の基本理念	51
第2節 計画の基本方針	51
第3節 施策目標と具体的施策の体系	53

第4章 施策目標と施策の方向性

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援	57
基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	61
基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)	63
基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開	65

第5章 個別施策の展開

第1節 安房7町村全体で取り組む事業について	69
第2節 各町村の現在の取り組み事業について	83
第3節 安房7町村の特定14事業の目標事業量	107

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進状況の点検-----	115
第2節 住民への意識啓発の推進-----	115

第7章 資料

次世代育成支援地域行動計画策定委員名簿-----	119
--------------------------	-----

第1章

計画の策定に当たって

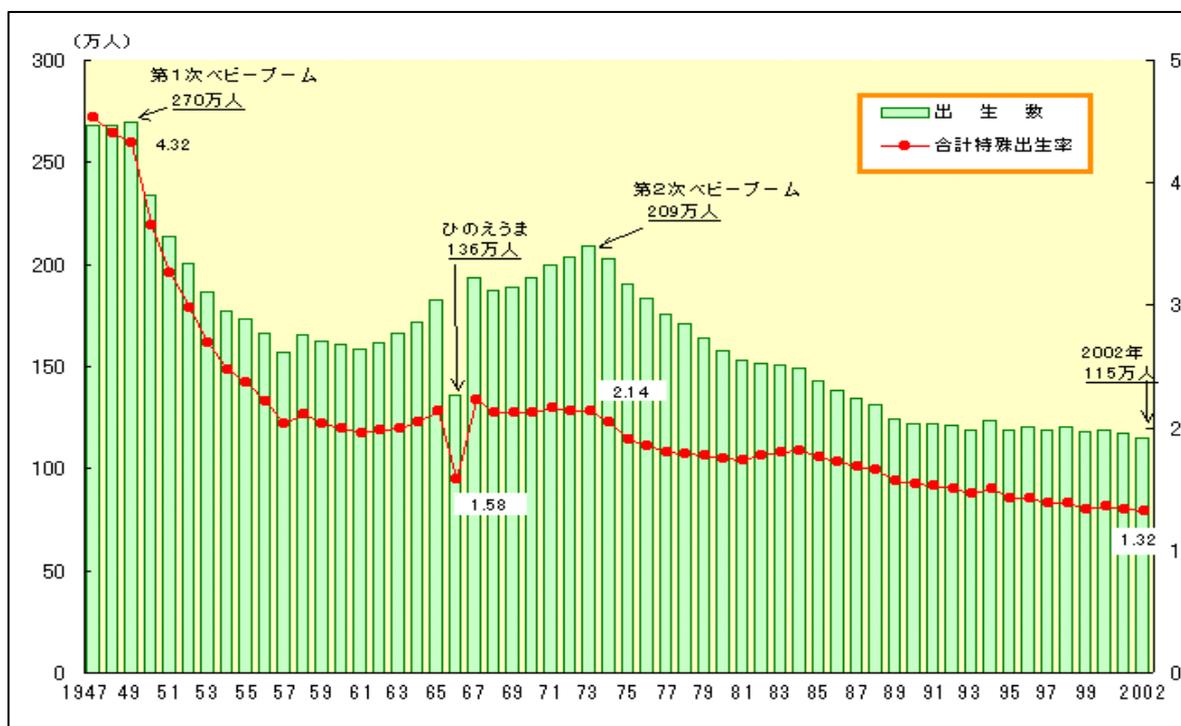
第1節 計画策定の背景

1 少子化の進行

わが国の合計特殊出生率（一生の間に1人の女性が産む子どもの数）は、戦後の昭和22（1947）年～24（1949）年の第一次ベビーブームを過ぎた頃から急速に低下しはじめました。特に、平成元（1989）年には、「ひのえうま」俗信による記録的低出生率の1.58を下回ったことで、「1.57ショック」として話題となりました。その後も、この低下はとどまる気配をみせず、平成15（2003）年には、史上最低の1.29を記録しています。また、出生数も、昭和46（1971）年～49（1974）年の第二次ベビーブーム以降さらに減少傾向にあり、平成15（2003）年には約112万人となり少子化は急速に進行しています。

「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所／平成14年1月発表）によると、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象がみられ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予測されています。

【出生数及び合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

急速な少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。

本来、結婚や出産は、個人の価値観や生き方に基づくものであり、子どもの養育や教育は家庭内で行われることが基本となりますが、一方で子どもは次代の社会を担う存在であることから、子どもが社会の一員として尊重され、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めていくことが重要です。

2 少子化対策

国では、平成 6 年の「今後の子育てのための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」、平成 11 年の「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」の策定などに続き、平成 15 年 7 月、少子化対策の基本理念等を定める少子化対策基本法を制定し、平成 16 年 6 月には新しい少子化社会対策大綱が閣議決定されています。

児童福祉分野を中心としたその具体化のため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するための地方公共団体、事業主及び国民の責務が示されています。そのため市町村と都道府県は、地域における子育て支援などのための目標と、それを達成するための行動計画を策定し、実施状況の公表などを行う必要があります。また、この法律の制定と同時に、要保護児童や保育に欠ける児童への対策が中心であった児童福祉法についても、すべての子育て家庭への支援に主眼をおいた改正が行われました。

一方、母子保健分野では、平成 8～12 年度を計画期間とする市町村母子保健計画の継承計画として、「健やか親子 21」が策定されました。これは、平成 8 年に県から市町村に事務移譲された母子保健の町村における取り組みの成果を踏まえて残された課題と新たな課題を整理し、21 世紀における母子保健の取り組みの方向性を提示するものであるとともに、具体的な目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画であると位置づけられています。

3 なぜ 7 町村合同で計画を策定するのか

急激な少子高齢化や、住民ニーズの高度化、多様化、地方分権の推進という中で、国、県、市町村は厳しい財政状況におかれています。この厳しい状況の中、より高度で、効率的で、広域的観点に立ったまちづくりを目的として、安房 7 町村は南房総市として平成 18 年 3 月 20 日の合併に向け準備を着々と進めています。

本計画策定にあたっては、合併を控え、多様化する住民ニーズに応え、より高度で効率的な子育てサービスを提供すべく 7 町村合同の計画を策定することとしました。

第2節 計画策定の目的

次世代育成支援対策推進法においては、次世代育成支援に関し、すべての自治体が行動計画を策定することが義務付けられています。

本計画は、これからのまちづくりを担う次世代の健全な育成を目的に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、平成17年度から平成21年度までに各町村及び新市が取り組む次世代育成支援対策に関する基本的方向性や目標を総合的に定めることを目的に策定します。

第3節 計画の役割

本計画の役割としては、行政、家庭、地域、企業など官民が一体となり、「新エンゼルプラン」における保育サービスの充実に加え、「地域における子育て支援の活性化」、「保健・福祉施策と教育施策の連携強化」、「次世代を育む若い世代への支援」、「子育て環境の整備」、「男性を含めた働き方の見直し」などの課題に対し、地方公共団体として、地域の視点から積極的に取り組むことが求められています。

第4節 計画の期間及び見直しの時期

市町村が定める行動計画は、5年を1期とするものとされているため、今回策定する計画（前期計画）については、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度までを計画期間として策定します。

また、次回策定される計画（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定することが必要となります。

平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
計画期間（前期計画）									
				見直し	次期計画期間（後期計画）				

第5節 計画の策定方法

1 アンケート調査の実施

(1) 調査の目的と調査方法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることをめざす次世代育成支援のための具体的な行動計画の策定に向けて、町民の子育てに関する生活実態やご意見・ご要望など子育てに関するニーズを把握するためにアンケート調査を実施しました。

調査方法は、安房7町村内の小学校就学前の児童及び小学校1年生から6年生までの児童から対象者を無作為に抽出し、その保護者の方、また中学生・高校生、一般の方を対象に平成16年2月、郵送による配付・回収方法でアンケート調査を実施しました。

(2) 回収状況

回収状況は、以下のとおりです。

●就学前児童

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
配布数	126	110	144	124	300	126	126
有効回答数	74	52	92	67	196	84	96
回収率	58.7%	47.2%	63.8%	54.0%	65.3%	66.6%	76.1%

●小学生児童

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
配布数	164	133	132	142	308	129	134
有効回答数	95	59	76	76	172	76	96
回収率	57.9%	44.3%	57.5%	53.5%	55.8%	58.9%	71.6%

●中学生・高校生

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
配布数	166	169	148	164	440	179	164
有効回答数	79	85	71	74	179	68	101
回収率	47.5%	50.2%	47.9%	45.1%	40.6%	37.9%	61.5%

●一般

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
配布数	517	500	512	500	500	500	500
有効回答数	310	255	275	260	285	274	343
回収率	59.9%	51.0%	53.7%	52.0%	57.0%	54.8%	68.6%

2 計画の策定体制

本計画の策定に向けて、子育てに関する地域活動団体をはじめ、保健・福祉関係者、教育関係者などの委員で構成する「安房7町村次世代育成支援地域行動計画策定委員会」を設置し、計画に対する意見・提言を計画策定に反映させるとともに、地域における次世代育成支援対策の推進について必要な事項の協議を行いました。

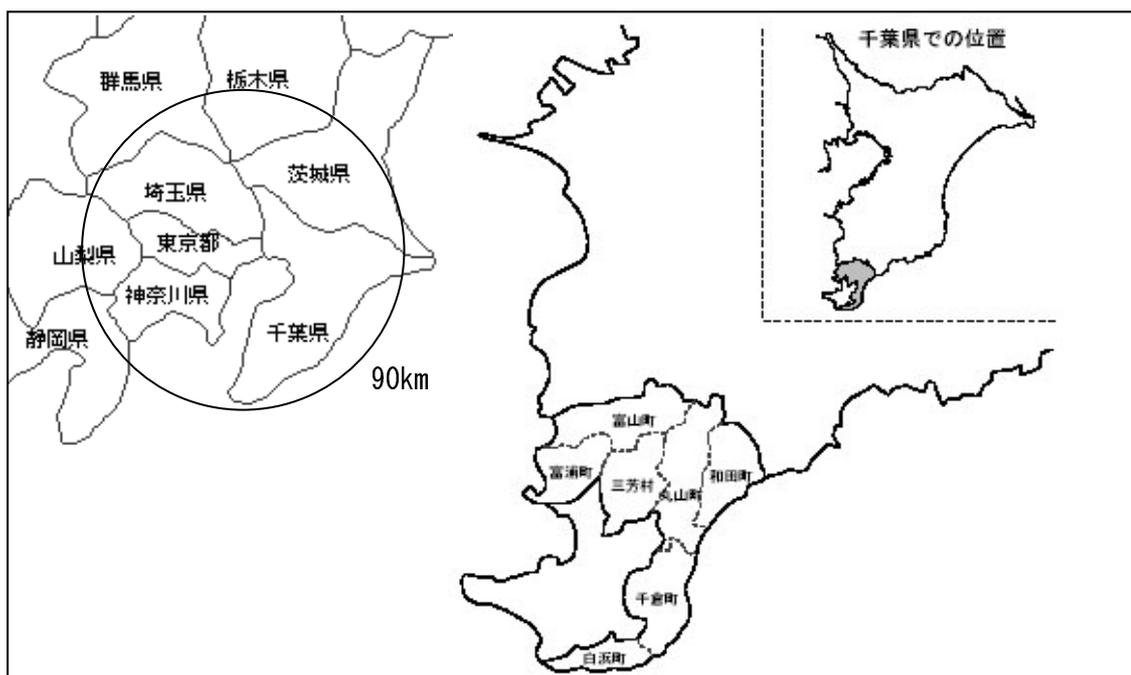
第2章

子どもを取り巻く環境

第1節 子育てを取り巻く安房7町村の環境

1 安房7町村の位置・沿革

安房7町村は、東京都心へ90km圏内の房総半島の南端にあります。内陸部には200～400mの山々が連なる房総丘陵が広がり、三方を海で囲まれた温暖な気候と豊かな自然に恵まれた地域です。海岸線は南房総国定公園に指定されています。



歴史的にみると、7町村が位置する安房地域は、718年に上総国から分かれ、一時上総国に併合（741年～756年）されたものの、明治初期まで安房国と呼ばれていました。戦国時代に里見氏が安房統一を果たしました。その後、江戸幕府の改易、明治時代の郡制の施行を経て、明治30年に、安房郡、平郡、朝夷郡、長狭郡の四郡が合併した「安房郡」が、現在の安房郡の前身です。昭和30年代に相次いだ市町村合併により、現在の姿となっています。

水稻、園芸、畜産などの農業や沿岸漁業、磯根漁業などの水産業をはじめとする第一次産業を中心に、早春の花摘み、夏の海水浴場などの観光スポットとしても発展してきましたが、近年は、産業構造の転換や余暇ニーズの変化により農業・漁業・観光業は低迷しています。

7町村の面積は230.22km²におよび、新市が誕生すると県内では千葉市に次いで4番目の広さとなりますが、可住地面積比率¹の低い町村が多いため、人口密度は県平均の5分の1以下となっています。また、安房7町村中5町が過疎地域の指定を受けており、若

¹ 可住地面積比率：可住地面積（総面積から森林・原野・湖沼の面積を除いたもの）（km²）÷総面積（km²）

年層の地域外流出による人口減少、少子高齢化の進行も顕著になっています。

首都東京までの時間距離は約2時間、県庁所在地の千葉市までの時間距離は約1時間30分です。平成9年に開通した東京湾アクアライン、平成16年に開通した富津館山道路に続き、数年後には東関東自動車館山線が開通する予定になっており、東京圏からの時間距離の短縮が期待されています。

■富浦町

南房総国定公園の観光拠点である東京湾に突き出た大房岬が、町のシンボルです。キャンプ、ハイキングや磯遊びスポットとして人気があります。12月になればひと足早く春が訪れ、ポピー、カーネーションなどの花摘みにくる大勢の観光客で賑わいます。また、富浦町は、古くからびわの産地としても知られ、毎年厳選されたびわが皇室に献上されています。

■富山町

東京湾に面した延長4kmにわたって弧を描く海岸線と、標高300mを超える富山や伊予ヶ岳など南房総で有数の山々を抱く富山町は、町全体が自然公園です。海から東に広がる山間の暖かい斜面では、びわやみかんの栽培が行われ、なだらかな丘では牛が放牧されています。江戸時代の劇作者滝沢馬琴の著作による『南総里見八犬伝』の舞台になった町で、八犬伝はフィクションですが、町内にはゆかりの史跡が多く残されています。

■三芳村

南房総の中央に位置する安房で唯一海のない村です。房総丘陵に属し、山林が約60%、農地が約22%を占め、田園風景が広がる純農村です。すぐれてよい所、丘山をめぐる中央の土地、盆地の意味から、「まほろばの里」と呼ばれています。『南総里見八犬伝』の物語は、里見義実の居城とされる滝田城からスタートします。村内にはみかんや花狩りができる農業収穫体験施設が多く点在しています。

■白浜町

房総半島最南端の町です。海と町を見守り続けてきた野島崎灯台は、3世紀を迎えました。東西に伸びる全長10kmの海岸線、連なる山々は自然の宝庫です。1月になれば早春の花を求めてたくさんの観光客が訪れます。海女の素潜り漁がはじまると、沖合からは海女笛が聞こえてきます。夏の海水浴シーズンは、白浜町が一番賑わう季節です。年間平均気温16度の暖かな気候、黒潮の流れに育まれた海と花の町です。

■千倉町

雄大な太平洋に臨み、南北に伸びる海岸線は、サーフィンや海水浴場として観光客で賑わいます。町内には大小 9 つの漁港があり、古くから“漁業のまち”として発展してきました。千倉町南端の無霜地帯に広がる「千倉のお花畑」は 12 月下旬から 3 月中旬にかけて露地花が咲き誇り、平成 14 年に全国紙が主催した“遊歩百選”の 1 つに選定されました。東京湾アクアラインの開通や東関東自動車道館山線などの高速道路交通網が徐々に整備され、首都圏からのアクセスが容易になりました。

■丸山町

町の中心を北から南へと流れる丸山川に沿って、豊かな農地が広がり、古くから農業を中心に発展してきました。昭和 60 年から「風車とローズマリーの里」として新しいまちづくりがはじめられ、風車の設置、ローズマリーの植栽等観光産業も伸びてきています。文化財の多い町で、縄文遺跡からは日本最古といわれる丸木船が出土しています。嶺岡地区は、日本酪農発祥の地として知られています。

■和田町

房総半島の南東部に位置し温暖な気候と山・海の豊かな自然に恵まれています。花き栽培発祥の地であり、酪農も盛んで、関東唯一の捕鯨の町でもあります。和田浦海水浴場が「日本の海 88 選」に選ばれ、豊かな自然に恵まれています。「花とみどりと海が美しい楽園」を将来像に掲げて、「生産」と「生活」ができるまちづくりを進めています。

2 市町村合併の動き

安房7町村は、古くから歴史や文化、生活において深いつながりがあり、消防や水道、廃棄物処理などの広域行政を進めてきました。しかし、少子高齢化、地方分権化が進み、住民ニーズが高度化・多様化する中、市町村行政ではより広域な視点に立った地域づくり、住民サービスの向上が求められています。一方で、市町村は厳しい財政状況におかれ、行財政基盤を強化することが急務となっています。

こうした現状を踏まえ、有効な解決手段として全国的に市町村合併の協議が進められ、平成11年7月に「市町村の合併の特例に関する法律」が改正されました。自主的な市町村合併を支援するための制度が拡充されたことを受けて、市町村合併の動きが活発化具体化しています。

平成14年3月、安房地域11市町村が、「合併重点支援地域」の指定を知事より受け、合併に向けての話し合いがはじまりました。「安房地域市町村合併任意協議会」、「館山・安房9市町村合併協議会」、「安房8町村合併協議会」を経て、平成16年12月、富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の安房7町村で「安房7町村合併協議会」を発足し、平成18年3月の合併に向けて準備が進められています。

合併により、住民の利便性の向上、サービスの高度化・多様化、重点的な投資による基盤整備の推進、広域的観点に立ったまちづくりと施策展開、行財政の効率化などの実現を目指しています。

3 児童人口等の推移

(1) 総人口と総世帯の状況

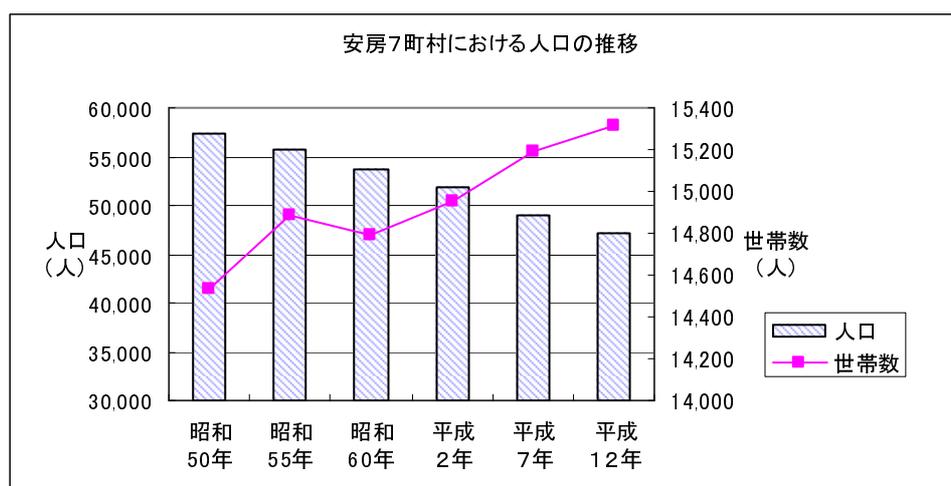
総人口の推移をみると、安房7町村で昭和50年は57,323人、平成2年は51,728人、平成12年は47,154人となっており、減少傾向が続いています。一方、世帯数は、昭和50年は14,536世帯、平成60年は14,793世帯、平成12年は15,317世帯となっており、昭和60年に減少したものの、全体としては人口が減っているにもかかわらず増加傾向にあり、核家族化が伺えます。

総人口の推移

単位：人、世帯

	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	人口	世帯数										
富浦町	7,091	1,758	6,981	1,781	6,666	1,764	6,798	1,785	5,886	1,789	5,689	1,821
富山町	7,389	1,855	7,275	1,920	7,111	1,924	6,835	1,957	6,477	2,018	6,070	1,938
三芳村	4,805	1,136	4,774	1,154	4,756	1,161	4,743	1,179	4,752	1,252	4,744	1,322
白浜町	7,766	2,191	7,503	2,348	7,158	2,281	6,634	2,283	6,296	2,271	6,029	2,226
千倉町	16,361	4,061	15,772	4,141	15,107	4,172	14,403	4,250	13,676	4,314	13,161	4,441
丸山町	6,620	1,648	6,468	1,671	6,383	1,651	6,072	1,648	5,865	1,694	5,777	1,730
和田町	7,291	1,887	6,879	1,871	6,567	1,840	6,243	1,851	5,993	1,855	5,684	1,839
安房7町村	57,323	14,536	55,652	14,886	53,748	14,793	51,728	14,953	48,945	15,193	47,154	15,317

資料：国勢調査

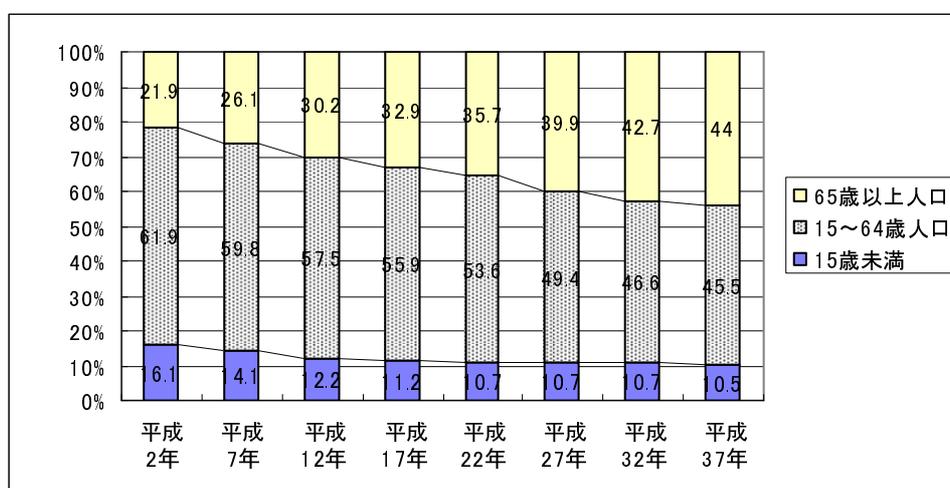


資料：国勢調査

(2) 年齢3区分人口構成の割合の推移

年齢3区分別の人口構成の割合は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が、それぞれ平成2年は16.1%と61.9%、平成7年は14.1%と59.8%、平成12年は12.2%と57.5%と減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は、平成2年は21.9%、平成7年は26.1%、平成12年は30.2%と増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいる様子が伺えます。平成17年以降については、平成7年と平成12年の国勢調査人口をもとに、コーホート法（コーホート要因法）を活用し、3区分の人口構成の割合を推計したところ、年を追うごとに年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加していくという傾向がみられます。

3区分人口構成の割合の推移

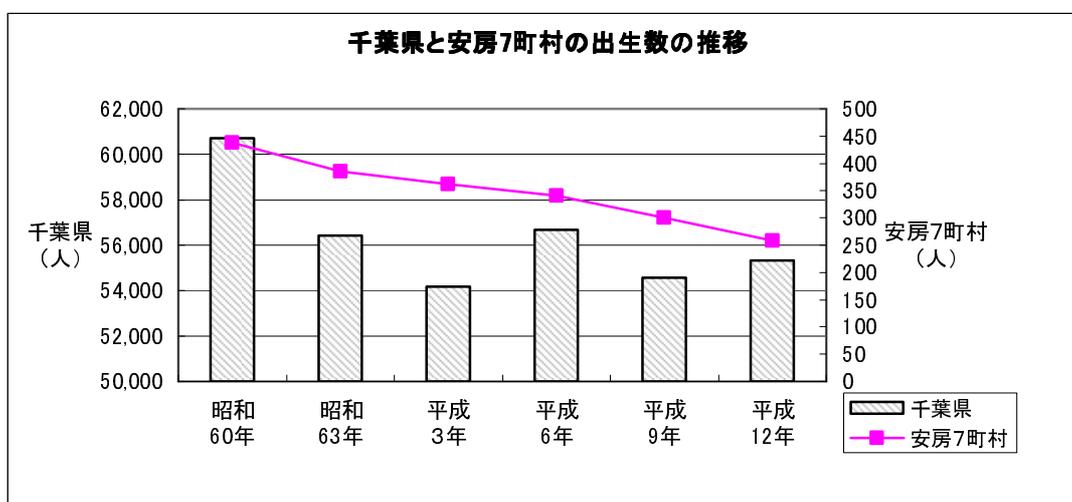


資料：国勢調査。平成17年以降は、平成7年と平成12年の国勢調査人口をもとに、コーホート法（コーホート要因法）を活用し推計を行った。

(3) 出生の動向

千葉県における出生数は、第二次ベビーブーム（昭和48年・82,960人）をピークに減少し続けていましたが、平成3年（54,187人）からは増減を繰り返しています。安房7町村全体での出生数をみると、昭和60年は438人、平成12年は258人と減少していますが、平成13年は233人、平成14年は258人となり、回復傾向がみられます。

昭和60年千葉県における合計特殊出生率は、平成12年は1.30、平成13年は1.24、平成14年は1.24で、いずれも全国平均の1.36、1.33、1.32を下回っています。安房7町村では、丸山町、和田町で平成12年に1.00を切っていましたが、14年にはそれぞれ1.59、1.71に上がっています。



資料：人口動態調査

合計特殊出生率の推移

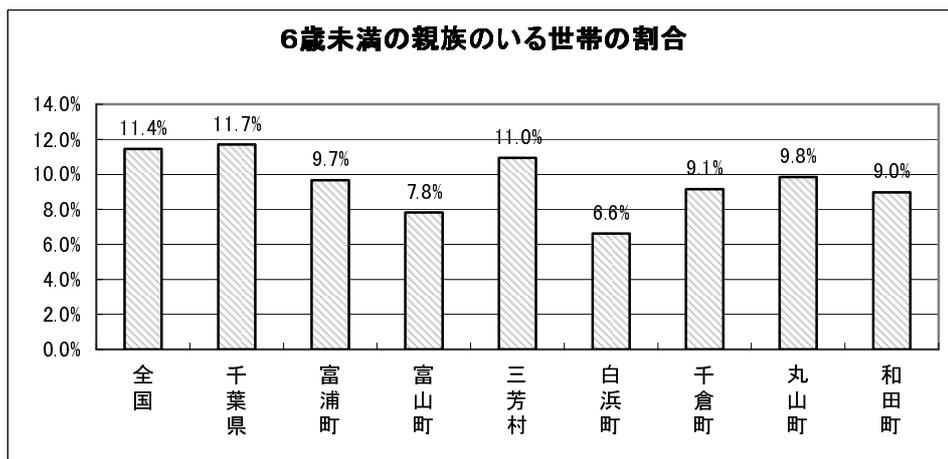
	平成12年	平成13年	平成14年
富浦町	1.23	1.22	1.15
富山町	1.06	0.84	0.92
三芳村	1.66	1.14	1.35
白浜町	1.38	1.26	1.27
千倉町	1.30	0.97	1.16
丸山町	0.99	1.23	1.59
和田町	0.86	1.43	1.71
千葉県	1.30	1.24	1.24
全国	1.36	1.33	1.32

資料：厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率は、1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数を表す。

(4) 子どもがいる世帯の動向

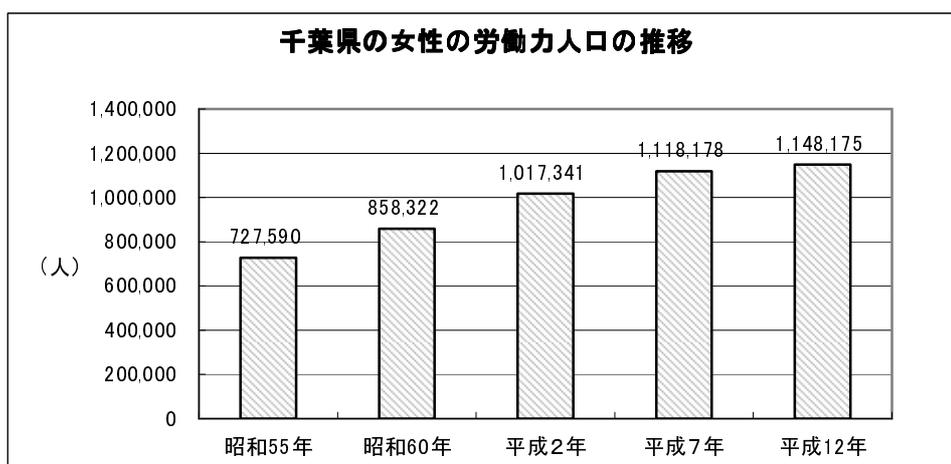
6歳未満の親族のいる世帯の割合は、平成7年度の国勢調査によると全国で12.3%でしたが、平成12年度の国勢調査によると、全国で11.4%、千葉県で11.7%となっています。安房7町村では、三芳村の11.0%以外は、すべて10%以下で、全国的な傾向や千葉県と比べ、子どものいる世帯の割合が低くなっています。また、富山町では7.8%、白浜町では6.6%となっており、特に低い傾向がみられました。



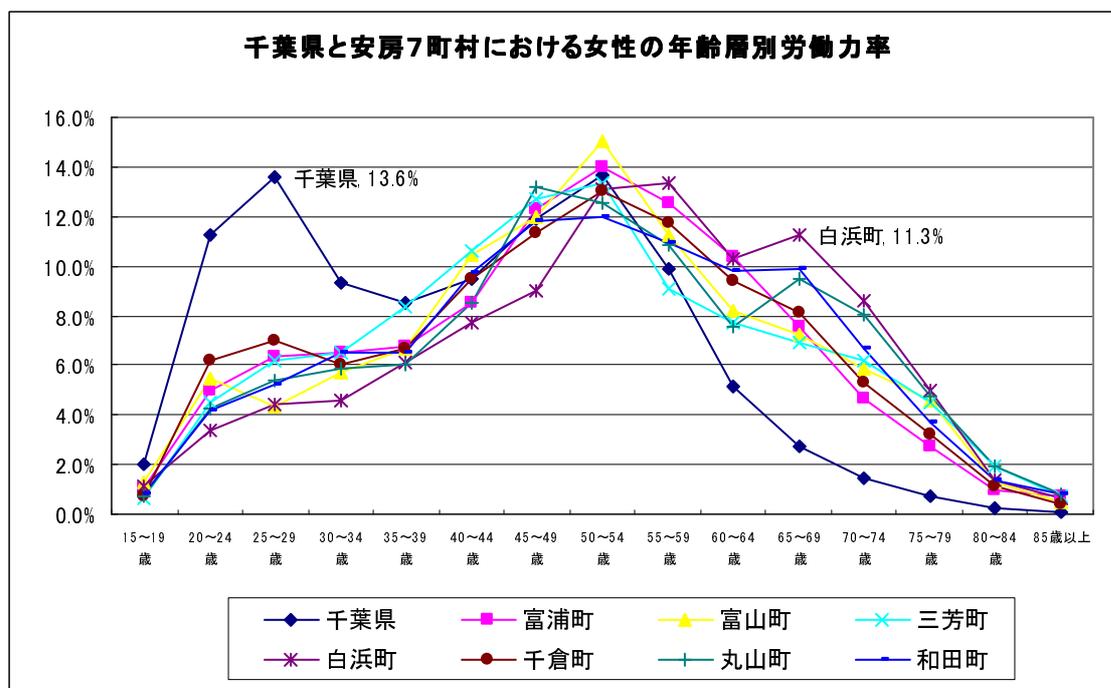
資料：平成12年国勢調査

(5) 女性の労働人口

千葉県の女性の労働力人口の推移をみると、昭和 55 年は 727,590 人、平成 2 年は 1,017,341 人、平成 12 年は 1,148,175 人となっており、働く女性が増えていることがわかります。また、平成 12 年の千葉県と安房 7 町村における年代層別の女性労働力率によると、千葉県では、20 歳代後半と 50 歳代前半で高くなり、30 代で低くなるM字曲線がみられましたが、安房 7 町村ではそれほど顕著なM字曲線はみられませんでした。白浜町と丸山町では、60 代前半で減少し、後半が上昇しています。



資料：国勢調査



資料：平成 12 年国勢調査

4 子育て環境の状況

(1) 富浦町

ア 5歳未満の児童数の推移

5歳未満の児童は、平成12年は277人、平成16年は236人となっています。また、年を追うごとに減少傾向がみられます。

5歳未満の児童数

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	277	254	252	250	236

資料：行動計画策定委員会資料

イ 保育所の状況

町立保育所が1か所あります。在園児の人数は、年度ごとに増減がありますが、平成16年度は前年度に対し、約8割増となっており、入園率は65%です。各年度とも、1～2歳児、3歳児の人数が多い傾向がみられます。また、管外の保育所の利用者もいます。

保育所の在園児数の推移

<公立>

■富浦保育所

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児～2歳児	3歳児	4歳児～5歳児	合計
平成12年	60		13	6	1	20
平成13年	60	4	17	14	2	37
平成14年	60		17	11	2	30
平成15年	60	2	10	9	1	22
平成16年	60	1	21	13	4	39

■管外保育所

単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成13年		1					1
平成14年				1			1
平成15年	1						1
平成16年		1					1

ウ 幼稚園の状況

町立の幼稚園が1か所あり、定員180名に対して、86名の児童が通園しています。

幼稚園在園児数

富浦町立富浦幼稚園	86名（定員180名）
-----------	-------------

資料：行動計画策定委員会資料

エ 小学校及び学童保育所の状況

町内には2つの小学校があり、合計311人の児童が在籍しています。現在、幼稚園児を対象とした放課後児童健全育成事業は実施されていますが、小学生向けの学童保育所は開設されていません。

小学校の児童数

富浦町立富浦小学校	246人
富浦町立八束小学校	65人

資料：行動計画策定委員会資料

オ その他

親子で気軽に集える「子育てサロン」、子育ての悩みを保健師・栄養士が相談に応じる「びわっこ相談」、ボランティアによる絵本の読み聞かせ会などが開催されています。青少年健全育成事業として、青少年相談員が主となり、「子どもキャンプ大会」、「チャレンジランキング大会」なども行われます。

(2) 富山町

ア 5歳未満の児童数の推移

5歳未満の児童は、平成12年から15年にかけては減少していますが、平成16年は15年の179人から188人に増えています。

5歳未満の児童数

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	216	194	188	179	188

資料：行動計画策定委員会資料

イ 保育所の状況

町立保育所が1か所、民間保育所が1か所あります。どちらも、定員には余裕があり、町立保育所は毎年10人前後、民間保育所は、平成13年より保育所の定員が90名から60名になり、入園率は平成16年度まで7割で推移しています。また、7:30～19:15までの長時間保育も実施しています。

保育所の在園児数の推移

<公立>

■平群保育園

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年	40		3	6	6			15
平成13年	40	1	3	3	7			14
平成14年	40		1	2	7	1		11
平成15年	40		2	3	5	1		11
平成16年	40		1	7	4	1		13

<私立>

■白鳩保育園

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年	90	3	5	8	13	7	7	43
平成13年	60	1	5	6	11	9	10	42
平成14年	60		7	9	6	11	13	46
平成15年	60		4	5	10	8	10	37
平成16年	60	2	3	3	11	16	7	42

資料：行動計画策定委員会資料

■管外保育所

単位:人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年							
平成13年	1	2			1		4
平成14年			1	1		1	3
平成15年					1		1
平成16年					1		1

ウ 幼稚園の状況

2つの町立幼稚園があります。いずれも定員には余裕があります。

幼稚園在園児数

富山町立岩井幼稚園	31人（定員120人）
富山町立平群幼稚園	19人（定員60人）

資料：行動計画策定委員会資料

エ 小学校及び学童保育所の状況

2つの小学校があり、合計238人の児童が在籍しています。2000年富山町勢要覧によると、小学校の児童数は、昭和53年は596人、平成6年は450人、平成8年は388人となっています。年々児童数が減少する傾向がみられます。

小学校の児童数

富山町立岩井小学校	170人
富山町立平群小学校	68人

資料：行動計画策定委員会資料

オ その他

親子が集い、情報交換できる場として、平群保育園を会場に月1回、つどいの広場を開設し、保健師・保育士による育児相談などを行っています。また、月1回保健福祉センターにて、乳幼児の親子向けの場を設けて、遊びを通じて交流を図っています。

公民館では、毎月「自分で作って遊ぼう教室」、「親子で遊ぼう教室」などの青少年向けの事業が実施されています。

(3) 三芳村

ア 5歳未満の児童数の推移

5歳未満の児童数は、平成12年から16年にかけて若干減っていますが、大きな人数の減少はありません。

5歳未満の児童数

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	197	199	181	185	186

資料：行動計画策定委員会資料

イ 保育所の状況

村立保育所が1か所あります。平成12年から16年までの在園児数は、20～30余人の間を推移しています。保育所の定員は、平成13年10月以降、60人から45人になっています。

平成11年度から乳児の入所が増加しました。同年度より一時保育事業も開始されています。

保育所の在園児数の推移

<公立>

■三芳保育所

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年	60	4	5	6	5			20
平成13年	60	2	4	7	5	1		19
平成14年	45	2	7	10	11	1		31
平成15年	45	2	8	9	10	1		30
平成16年	45		5	9	10			24

資料：行動計画策定委員会資料

ウ 幼稚園の状況

村立幼稚園が1か所あり、定員160人に対して69人が在園しています。

幼稚園在園児数

三芳村立三芳幼稚園	69人（定員160人）
-----------	-------------

資料：行動計画策定委員会資料（平成17年1月17日現在）

エ 小学校及び学童保育所の状況

村内には1つの小学校があり、242人の児童が在籍しています。昼間保護者のいない家庭の小学1～3年生を対象に、三芳幼稚園敷地内に学童保育所が設けられています。

小学校の児童数

三芳村立三芳小学校	242人
-----------	------

資料：行動計画策定委員会資料（平成17年1月17日現在）

オ その他

平成9年度より親子が集える「おひさまくらぶ」を開設し、平成15年度の延べ参加人数は794人となっています。また、平成16年度から「こども広場」がスタートし、平成16年4月から12月までの延べ参加人数は438人となっています。

農業体験ができる施設は、すべて子どもの受け入れが可能となっています。

(4) 白浜町

ア 5歳未満の児童数の推移

5歳未満の児童は、平成12年は220人で、13年に209人に減少しましたが、14年に216人と回復後、平成16年は再び減少しています。

5歳未満の児童数

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	220	209	216	213	202

資料：行動計画策定委員会資料

イ 保育所の状況

民間保育所が2か所あります。管外の公立保育所、民間保育所に通っている者もいます。町内の民間保育所では、1～2歳児と4～5歳の2つの年齢層で、在園児数が多くなっています。白浜東部保育園では、平成12年から平成16年にかけて、在園児数が減少していますが、白浜保育園では、顕著な減少傾向はみられません。

保育所の在園児数の推移

<私立>

■白浜保育園

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児～2歳児	3歳児	4歳児～5歳児	合計
平成12年	40		8	6	8	22
平成13年	40	2	9	4	10	25
平成14年	40	1	8	5	5	19
平成15年	40	2	8	4	2	16
平成16年	40	1	8	6	5	20

■白浜東部保育園

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児～2歳児	3歳児	4歳児～5歳児	合計
平成12年	60	1	12	11	26	50
平成13年	60	1	13	7	26	47
平成14年	60	1	12	7	17	37
平成15年	60	2	9	9	14	34
平成16年	45	2	9	9	13	33

■管外保育所

単位:人

	0歳児	1歳児～2歳児	3歳児	4歳児～5歳児	合計
平成12年		3			3
平成13年		3			3
平成14年			3	2	5
平成15年				3	3
平成16年				1	1

資料：行動計画策定委員会資料

ウ 幼稚園の状況

町内には、2つの町立幼稚園があります。いずれも定員には余裕があります。

幼稚園在園児数

白浜町立白浜幼稚園	28人（定員240人）
白浜町立長尾幼稚園	24人（定員80人）

資料：行動計画策定委員会資料

エ 小学校及び学童保育所の状況

町内には2つの小学校があり、合計264人の児童が在籍しています。白浜町勢要覧によると、小学校の児童数は、平成8年が345人、平成10年が326人、平成12年が327人と推移しています。学童保育所は設置されていません。

小学校の児童数

白浜町立白浜小学校	181人
白浜町立長尾小学校	83人

資料：行動計画策定委員会資料

オ その他

保健福祉センターで、乳幼児の親子向け場づくりを行っています。公民館においては、幼児から小学生向け講座も実施されています。

また、各社会教育団体(社会体育含む)が青少年健全育成のため、さまざまな事業を実施しています。特に町民体育祭は保育園児から高齢者まで参加できるプログラムとなっており、世代間交流も積極的に行っています。

(5) 千倉町

ア 5歳未満の児童数の推移

5歳未満の児童は、平成14年は506人、15年は472人、16年は459人と減少しています。

5歳未満の児童数

単位:人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	—	—	506	472	459

資料：行動計画策定委員会資料

イ 保育所の状況

町立保育所が1か所、民間保育所が1か所あります。町立保育所の在園児数は、平成14年から16年にかけて年々減少しています。管外の保育所に通う子どももいます。

平成12年度まで、2つの町立保育所がありましたが、児童数の減少及び園舎の老朽化に伴い、保育所を統合、平館保育園に園舎を新築し、13年度より、ちくら保育園に改称して、定員を90人に変更しました。私立ゆうひが丘保育園は、昭和50年代より無認可保育所として運営していましたが、平成15年に認可保育所となりました。以前より、独自に一時保育、学童保育を実施しています。

保育所の在園児数の推移

<公立>

■七浦保育園

単位:人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年	40		1	4	7			12

■平館保育園

単位:人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年	90		4	16	24			44

■ちくら保育園

単位:人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成13年	90		11	28	30	4		73
平成14年	90	2	5	18	44	4		73
平成15年	90	5	8	13	28	1		55
平成16年	90	4	10	8	21	1		44

<私立>

■ゆうひが丘保育園

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成16年	40		3	2	3			8

■管外保育所

単位：人

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年		3		1	1		5
平成13年	1	4			2		7
平成14年	1	1	1	2	2		7
平成15年		3	3	2			8
平成16年			3	3	1		7

資料：行動計画策定委員会資料

ウ 幼稚園の状況

4つの幼稚園があり、合計で169人の幼児が在園しています。

幼稚園在園児数

七浦幼稚園	32人(定員140人)
忽戸幼稚園	30人(定員175人)
朝夷幼稚園	51人(定員140人)
健田幼稚園	56人(定員175人)

資料：行動計画策定委員会資料

エ 小学校及び学童保育所の状況

町内には4つの小学校があり、合計591人の児童が在籍しています。学童保育所は設置されていません。

小学校の児童数

七浦小学校	85人
忽戸小学校	118人
朝夷小学校	137人
健田小学校	251人

資料：行動計画策定委員会資料

オ その他

乳幼児の親子向けを対象として、公民館で、「子育て支援井戸端会議」を開催しています。1回の参加人数の平均は58名で、延べ409人の参加がありました。

(6) 丸山町

ア 5歳未満の児童数の推移

5歳未満の児童数は、平成12年は235人、13年は220人と減少しましたが、その後はほぼ横ばい状態です。

5歳未満の児童数

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	235	220	216	216	215

資料：行動計画策定委員会資料

イ 保育所の状況

町立保育所が1か所あります。平成12年から16年にかけてゆるやかな減少傾向にあり、平成12年は定員の58%、16年は46%の入園率です。

保育所の在園児数の推移

<公立>

■丸山保育園

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年	50		8	5	16			29
平成13年	50		5	11	7	2		25
平成14年	50	2	3	3	17		1	26
平成15年	50	4	6	7	6			23
平成16年	50	4	6	7	6			23

資料：行動計画策定委員会資料

ウ 幼稚園の状況

2つの幼稚園があり、合計82名が在園しています。平成13年9月発行の丸山町勢要覧によると、幼稚園の在園児数は、昭和50年は150人、平成2年は123人、9年は86人と減少していますが、その後は80人から90人の間を推移しています。

幼稚園在園児数

丸幼稚園	26人
南幼稚園	56人

資料：行動計画策定委員会資料

エ 小学校及び学童保育所の状況

2つの小学校があり、合計252人の児童が在籍しています。平成13年9月発行の丸山町勢要覧によると、小学校の児童数は、昭和50年は453人、平成9年が366人、11年が315人と年々減り続けています。

幼稚園児と合わせて、小学3年生までの児童を対象に放課後児童健全育成事業が実施されています。

小学校の児童数

丸小学校	97人
南小学校	155人

資料：行動計画策定委員会資料

オ その他

親子が気軽に集える場として、育児相談「ふれあいひろば」を開催しています。平成15年は389人が参加しています。

(7) 和田町

ア 5歳未満の児童数の推移

5歳未満の児童数は、230人前後で推移しており、大きな増減はありません。

5歳未満の児童数

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
児童数	230	225	222	232	224

資料：行動計画策定委員会資料

イ 保育所の状況

町立保育所が1か所あります。平成12年から14年にかけては、90～100%の入園率でしたが、13年、14年は68%、67%となっています。

保育所の在園児数の推移

<公立>

■和田保育所

単位：人

	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成12年	50	6	5	12	22	0	0	45
平成13年	50	7	10	5	18	6	0	46
平成14年	50	10	8	16	17	0	0	51
平成15年	50	1	7	8	18	0	0	34
平成16年	50	2	3	11	14	2	1	33

資料：行動計画策定委員会資料

ウ 幼稚園の状況

平成7年に町立上三原幼稚園が廃園となり、現在、3つの町立幼稚園に、合計77人の児童が在園しています。いずれの幼稚園も、定員の約2割の在園児童数です。

幼稚園在園児数

和田町立和田幼稚園	34人（定員160人）
和田町立南三原幼稚園	26人（定員120人）
和田町立北三原幼稚園	17人（定員80人）

資料：行動計画策定委員会資料

エ 小学校及び学童保育所の状況

3つの小学校があり、合計263人の児童が在籍しています。和田町勢要覧2003によると、小学校の児童数は、昭和35年は1,368人、55年は596人、平成2年は402人、平成12年は288人となっています。学童保育所の設置はありません。

小学校の児童数

和田町立和田小学校	94人
和田町立南三原小学校	115人
和田町立北三原小学校	54人

資料：行動計画策定委員会資料

オ その他

月1回育児相談を実施し、平成15年度は135人が参加しています。

第2節 子育てをめぐる課題と住民意向

アンケート調査にみる子育てしやすいまちづくりに向けての住民意向

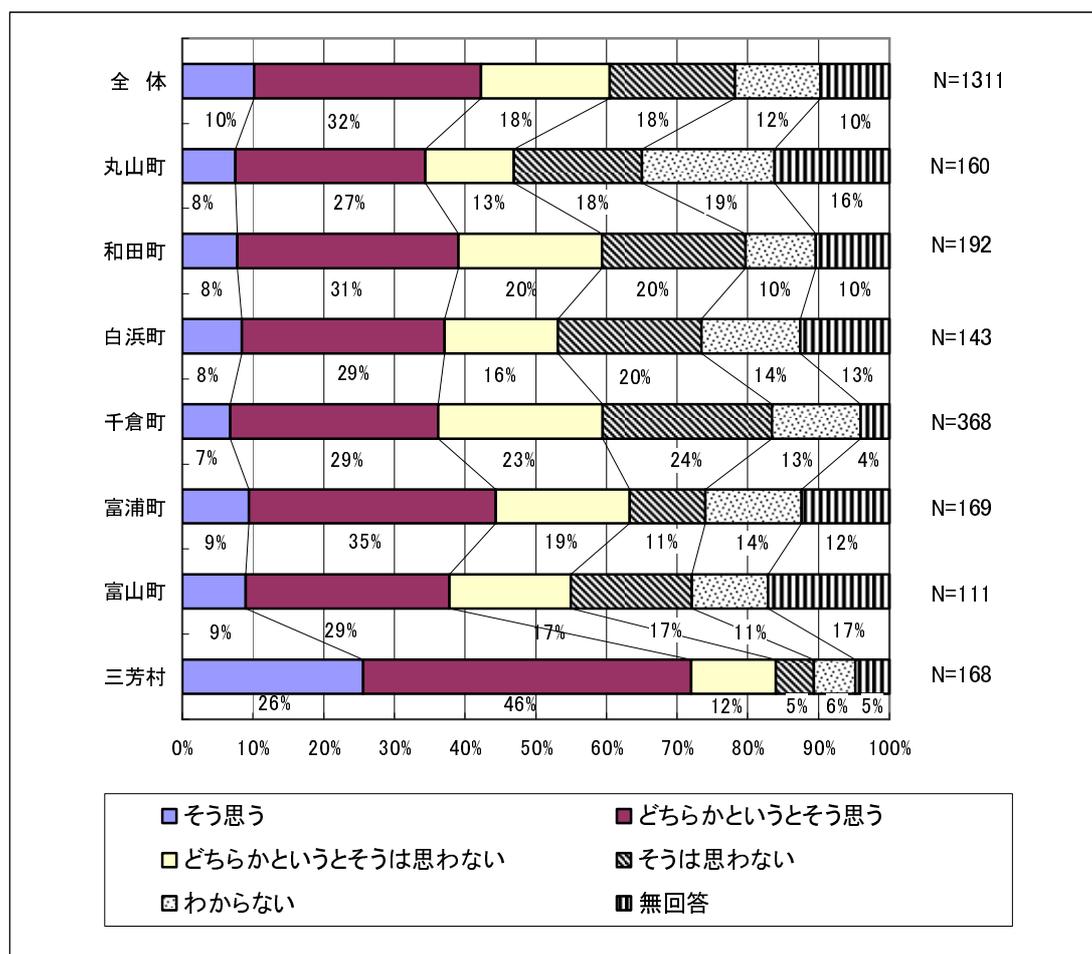
ここでは、就学前児童と小学生児童の保護者を対象として平成16年3月に実施した安房郡7町村における「子育てに関するアンケート調査」により、子育て中の住民の方が、私たちのまちの子育て環境をどのように感じているか、支援として何を必要としているか、子育てに関してどのような意識をもっているのかなどをみていきます。

(1) 私たちのまちは子育てしやすいまちか

「このまちは子育てしやすいまちだと思うか」という設問に対する回答をみると、全体では、「そう思う」が10%、「どちらかというと思う」が32%で、肯定的な回答が約4割を占めています。一方で、「どちらかというとは思わない」が18%、「そうは思わない」が18%で、否定的な回答も36%あります。

地域別にみても、他の地域に比べて、三芳村では「そう思う」(26%)と「どちらかというと思う」(46%)を合わせると7割を超え、満足度が高くなっています。

このまちは子育てしやすいまちだと思うか



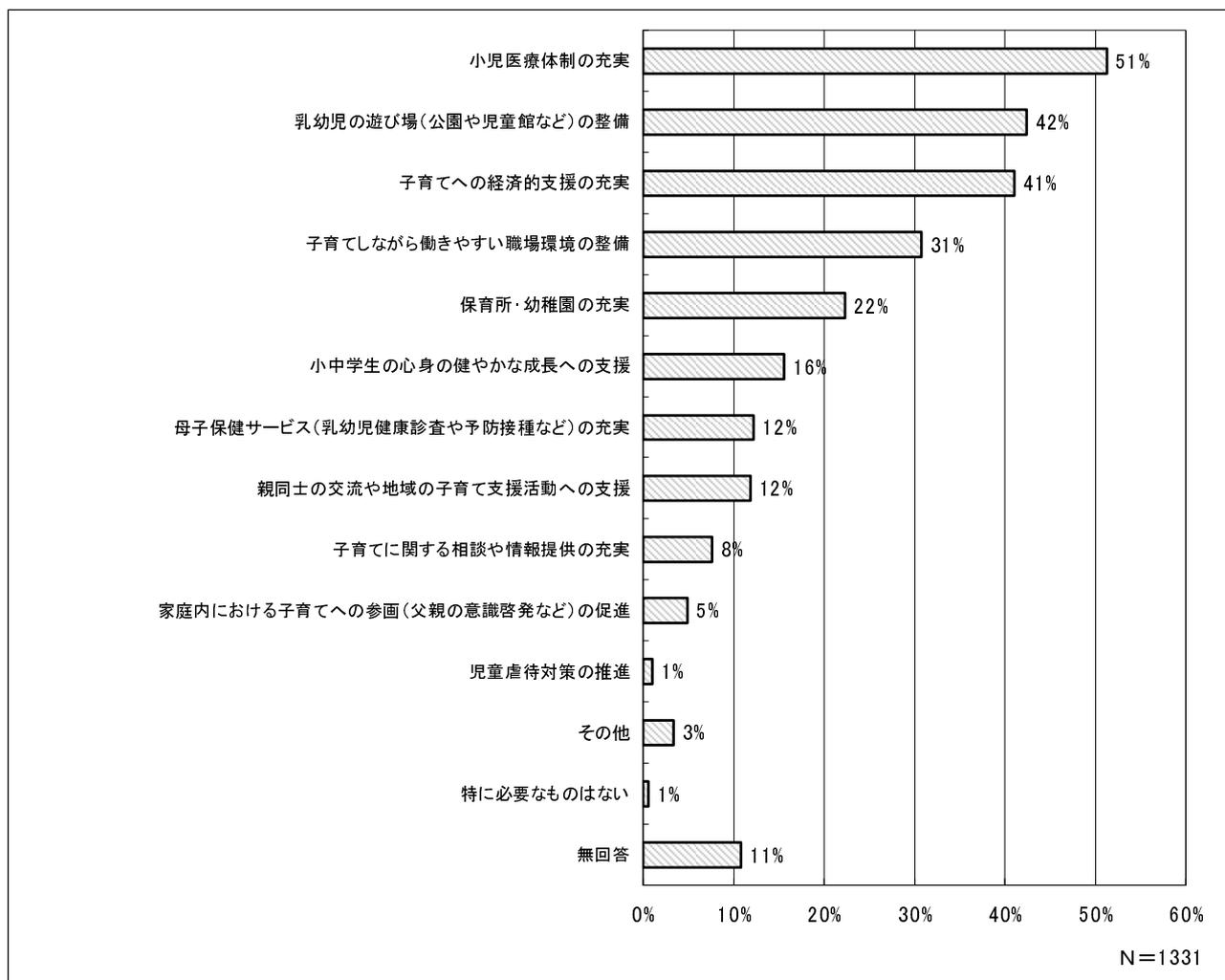
平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

(2) 子育てしやすいまちづくりに求められる環境

ア 重要とされる施策

子育てをしやすいまちづくりのために、最も重要なこととして、「小児医療体制の充実」が51%と過半数を超えています。続いて「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」（42%）、「子育てへの経済的支援の充実」（41%）、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」（31%）、「保育所・幼稚園の充実」（22%）があげられています。「小中学生の心身の健やかな成長への支援」（16%）、「母子保健サービス（乳幼児健康診査や予防接種など）の充実」（12%）、「親同士の交流や地域の子育て支援活動への支援」（12%）も1割を超えています。

子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要なこと



(3つまでの複数回答)

平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

就学前児童と小学生児童の保護者別にみても、小学生児童の保護者では「小中学生の心身の健やかな成長への支援」が25%を占め、全体でみるより要望が高くなっています。就学前児童の保護者では、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」に対する要望が47%ありました。

子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要なこと

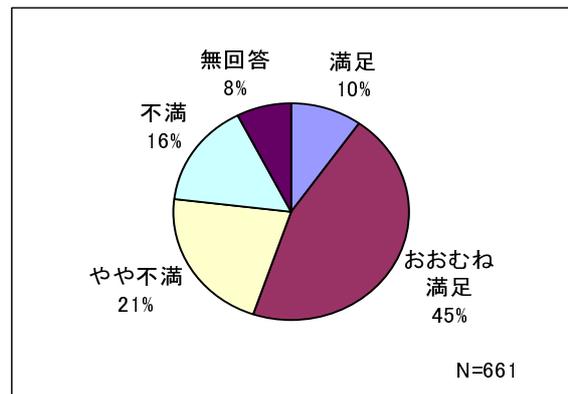
	就学前児童	小学生児童	全体
小児医療体制の充実	51%	53%	51%
乳幼児の遊び場(公園や児童館など)の整備	47%	39%	42%
子育てへの経済的支援の充実	42%	42%	41%
子育てしながら働きやすい職場環境の整備	29%	34%	31%
保育所・幼稚園の充実	25%	20%	22%
小中学生の心身の健やかな成長への支援	7%	25%	16%
母子保健サービス(乳幼児健康診査や予防接種など)の充実	14%	11%	12%
親同士の交流や地域の子育て支援活動への支援	11%	13%	12%
子育てに関する相談や情報提供の充実	5%	10%	8%
家庭内における子育てへの参画(父親の意識啓発など)の促進	3%	7%	5%
児童虐待対策の推進	1%	1%	1%
その他	4%	3%	3%
特に必要なものはない	0%	1%	1%
無回答	16%	5%	11%

(3つまでの複数回答)

平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

就学前児童の保護者の14%から要望があった「母子保健サービス（乳幼児健康診査や予防接種など）の充実」に関連して、妊娠中の市町村からの情報提供や指導についての満足度をみると、「満足」（10%）と「おおむね満足」（45%）を合わせると5割以上ありますが、「やや不満」（21%）と「不満」（16%）もあわせて4割近くあります。

妊娠中の市町村からの情報提供や指導についての満足度

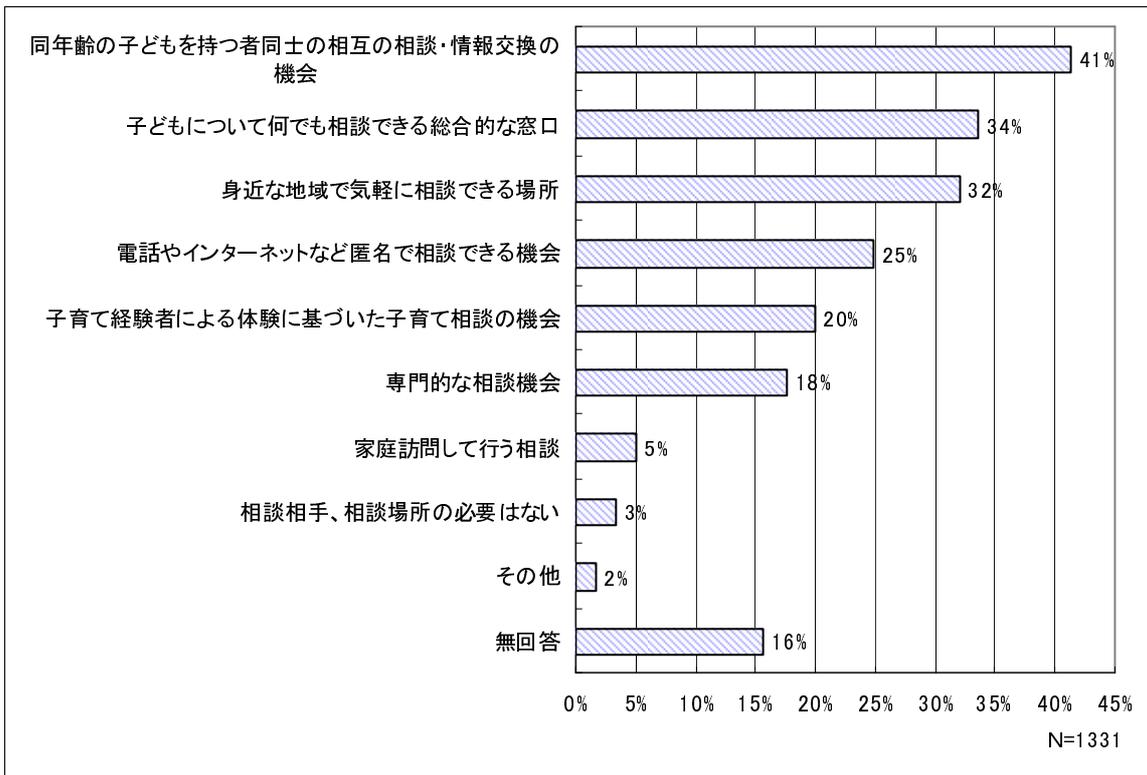


平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

イ 相談相手、相談場所として期待されるもの

今後、子育てについての相談相手、相談場所として希望するものとして、「同年齢の子どもをもつ者同士の相互の相談・情報交換の機会」が41%と最も多く、次いで、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」（34%）、身近な地域で気軽に相談できる場所」（32%）、「電話やインターネットなど匿名で相談できる機会」（25%）、「子育て経験者による体験に基づいた子育て相談の機会」（20%）、「専門的な相談機会」（18%）などがあげられています。

今後、子育てについての相談相手、相談場所として希望するもの



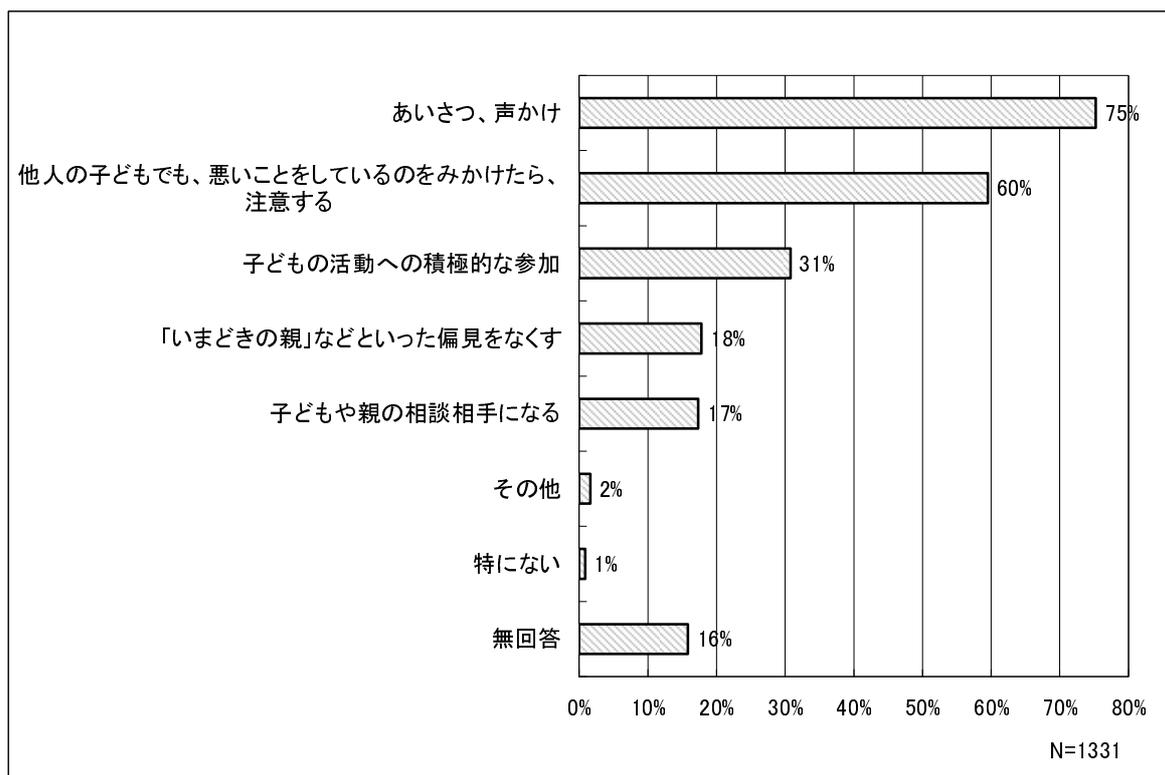
(複数回答)

平成 16 年 3 月 安房郡 7 町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

ウ 地域の人に求められるもの

地域の人が子どもとかかわるのに重要なこととして、「あいさつ、声かけ」が75%と最も多く、「他人の子どもでも、悪いことをしているのをみかけたら、注意する」も6割を占めています。他に、「子ども活動への積極的な参加」(31%)、「『いまどきの親』などといった偏見をなくす」(18%)、「子どもや親の相談相手になる」(17%)があげられています。

地域の人が子どもとかかわるのに重要なこと



(複数回答)

平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

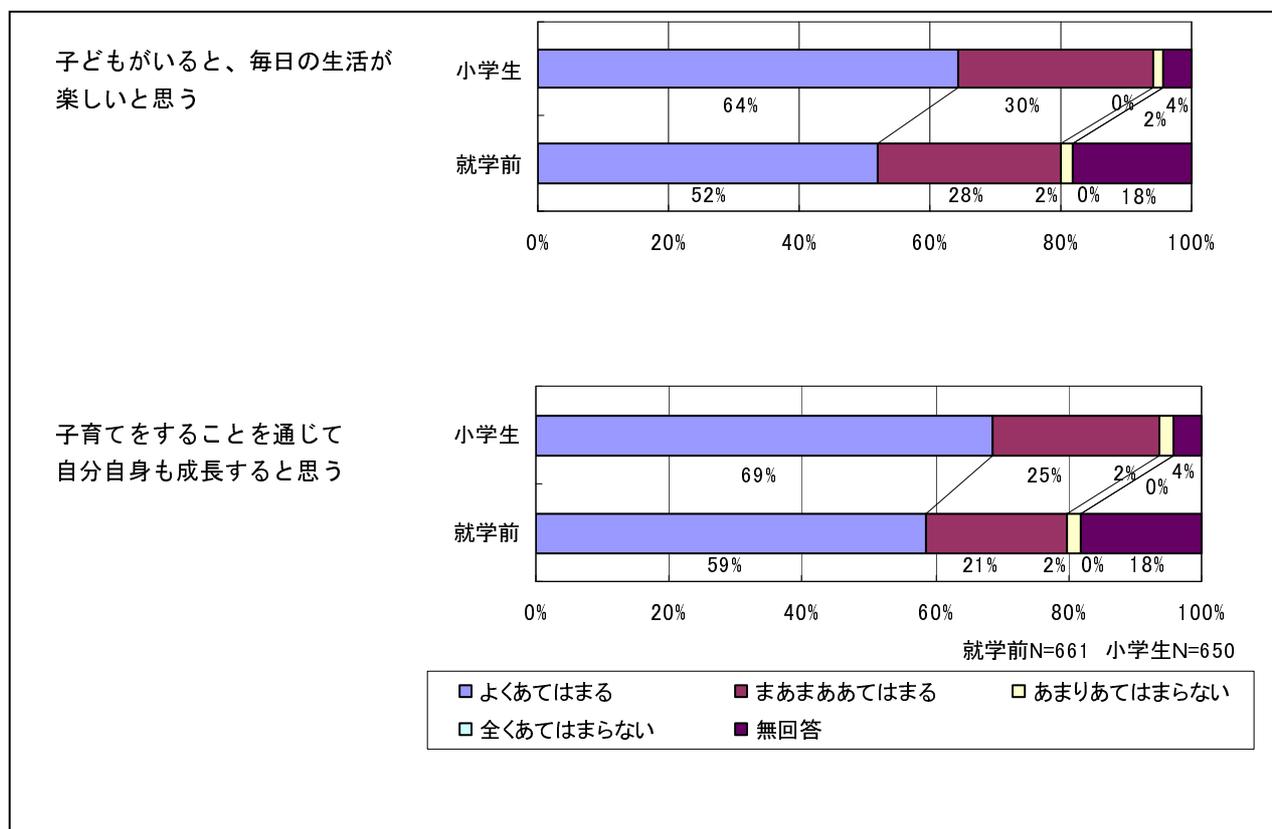
(3) 子育てに関する充足感と負担感

ア 子育てに関する充足感

「子どもがいると、毎日の生活が楽しいと思う」について、小学生児童の保護者の64%、就学前児童の保護者の52%が、「よくあてはまる」と回答し、「まあまああてはまる」と合わせると、小学生児童の保護者で9割、就学前児童の保護者の8割が肯定的な回答となっています。

「子育てをすることを通じて自分自身も成長すると思う」についても、小学生児童の保護者では「よくあてはまる」(69%)と「まあまああてはまる」(25%)を合わせると9割を超え、就学前児童の保護者で「よくあてはまる」(59%)と「まあまああてはまる」(21%)を合わせると8割を超えています。

子育ての気持ちについてあてはまるもの(1)



平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

イ 子育てに関する不安感

子どもがいる生活に高い満足度がうかがえる一方で、「子育てに対して不安に思う（不安や悩みがあった）」について、小学生児童の保護者は、「よくあてはまる」（20％）と「まあまああてはまる」（51％）の回答を合わせると7割を占め、就学前児童の保護者は、「よくあてはまる」（23％）と「まあまああてはまる」（39％）の回答を合わせると6割近くになります。

ウ 子育てに関する精神的、経済的負担感

「自分の時間など自分を犠牲にすることが大きいと思う」については、小学生児童の保護者は「よくあてはまる」（19％）と「まあまああてはまる」（43％）を、就学前児童の保護者は「よくあてはまる」（26％）と「まあまああてはまる」（37％）を合わせると、ともに6割以上を占めています。

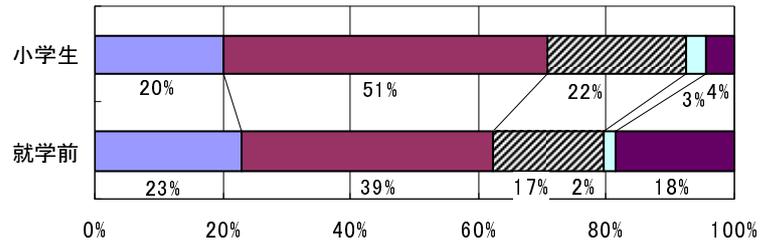
「子どもがいると、生活や気持ちにゆとりがなくなると思う」については、小学生児童の保護者は「よくあてはまる」（6％）と「まあまああてはまる」（25％）を、就学前児童の保護者は「よくあてはまる」（7％）と「まあまああてはまる」（33％）を合わせるとともに、それぞれ3割、4割になります。

「子どもがいると、経済的に負担に思う」をみると、小学生児童の保護者は「よくあてはまる」（11％）と「まあまああてはまる」（34％）を合わせて45％が、就学前児童の保護者は、「よくあてはまる」（9％）と「まあまああてはまる」（29％）を合わせて4割近くが、子育てにおける経済的負担を感じています。

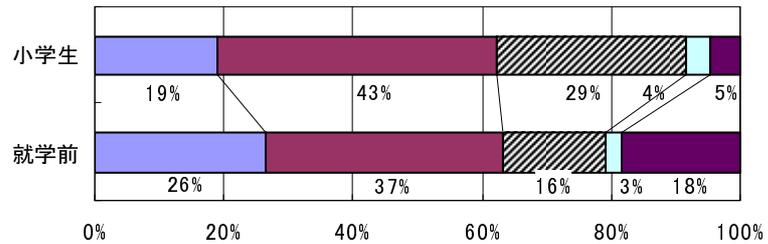
「子どもを虐待しているのではないかと思う」について、「よくあてはまる」という回答は、小学生児童の保護者で1％（就学前の保護者で0％だが、実数ではそれぞれ7名と3名）、「まあまああてはまる」という回答は、小学生児童の保護者で5％、就学前児童の保護者で7％あります。

子育ての気持ちについてあてはまるもの（２）

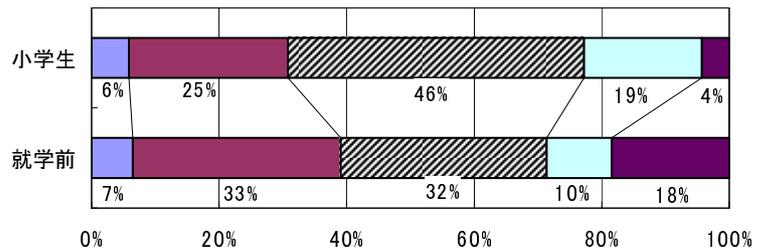
子育てに対して不安に思う
(不安や悩みがあった)



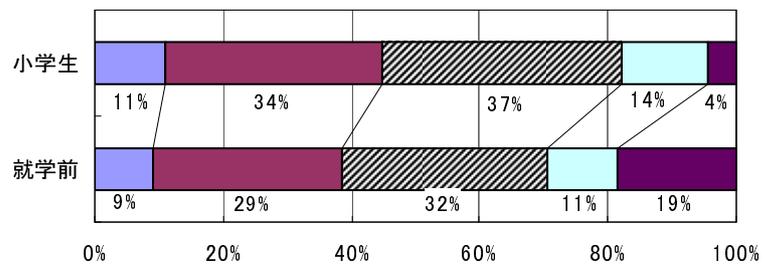
自分の時間など自分を犠牲にすることが大きいと思う



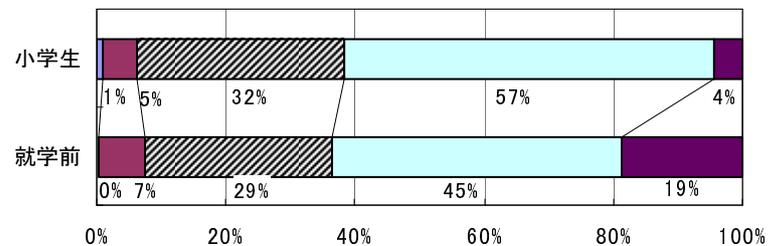
子どもがいると、生活や気持ちにゆとりがなくなると思う



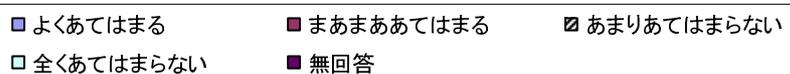
子どもがいると、経済的に負担に思う



子どもを虐待しているのではないかと思う



就学前N=661 小学生N=650



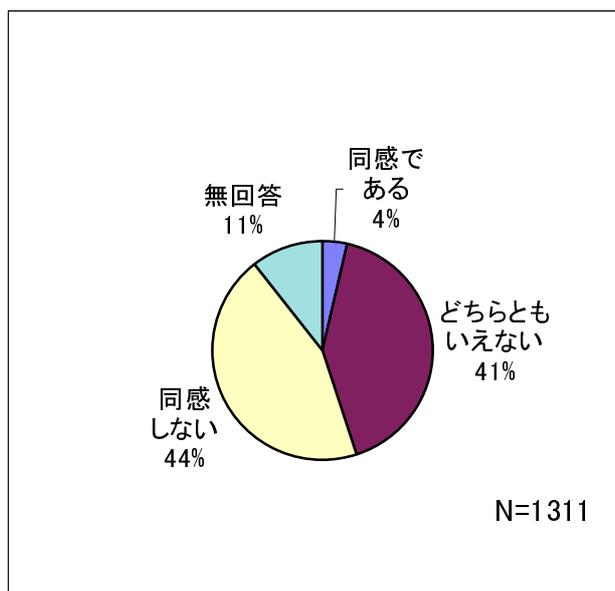
(4) 子育て中の親の性役割に関する意識

家庭での性役割分業について、「男は仕事、女は家庭」という考え方を、44%が「同感しない」と回答していますが、41%は「どちらともいえない」と回答しています。

家庭での家事分担については、「男女が互いに協力し分担すべきである」が45%と最も多く、「どちらかといえば女性中心で行うべきである」と「それぞれの労働時間等に応じて分担すべきである」がそれぞれ20%ずつを占めています。

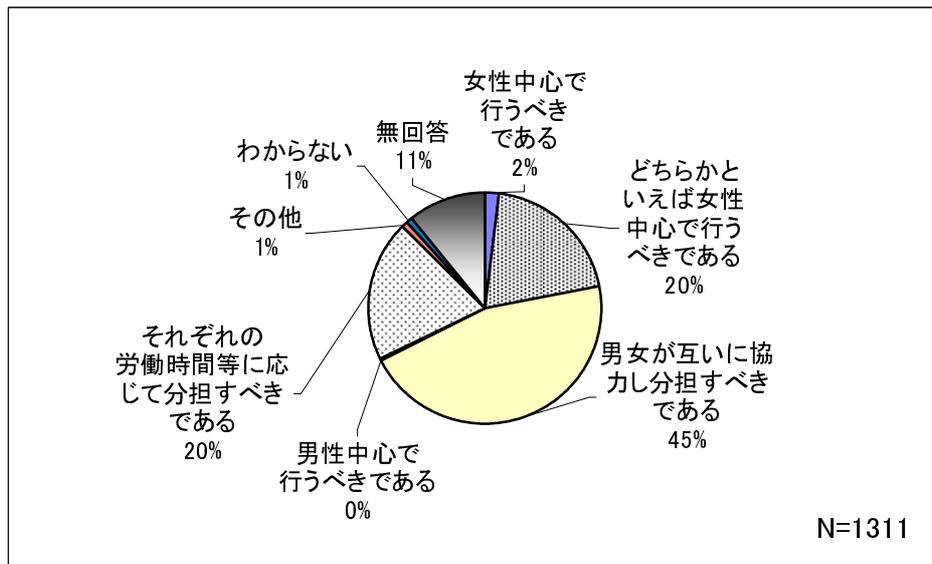
女性にとって、子どもを育てながら働くために必要なこととして、「夫が家事や育児を分担し、協力すること」という回答が6割あります。次いで「フレックスタイム制の導入、育児休業など子育て者に配慮した労働条件・制度があり、それが実際に活用できる職場環境であること」(42%)、「低年齢児保育、病後児保育など多様な保育サービスを充実すること」(38%)と続いています。『子育ては女性がするもの』という固定的な社会通念を変えること」と「育児休業中の経済的支援が充実すること」という回答が26%あります。

男は仕事、女は家庭という考え方をどう思うか

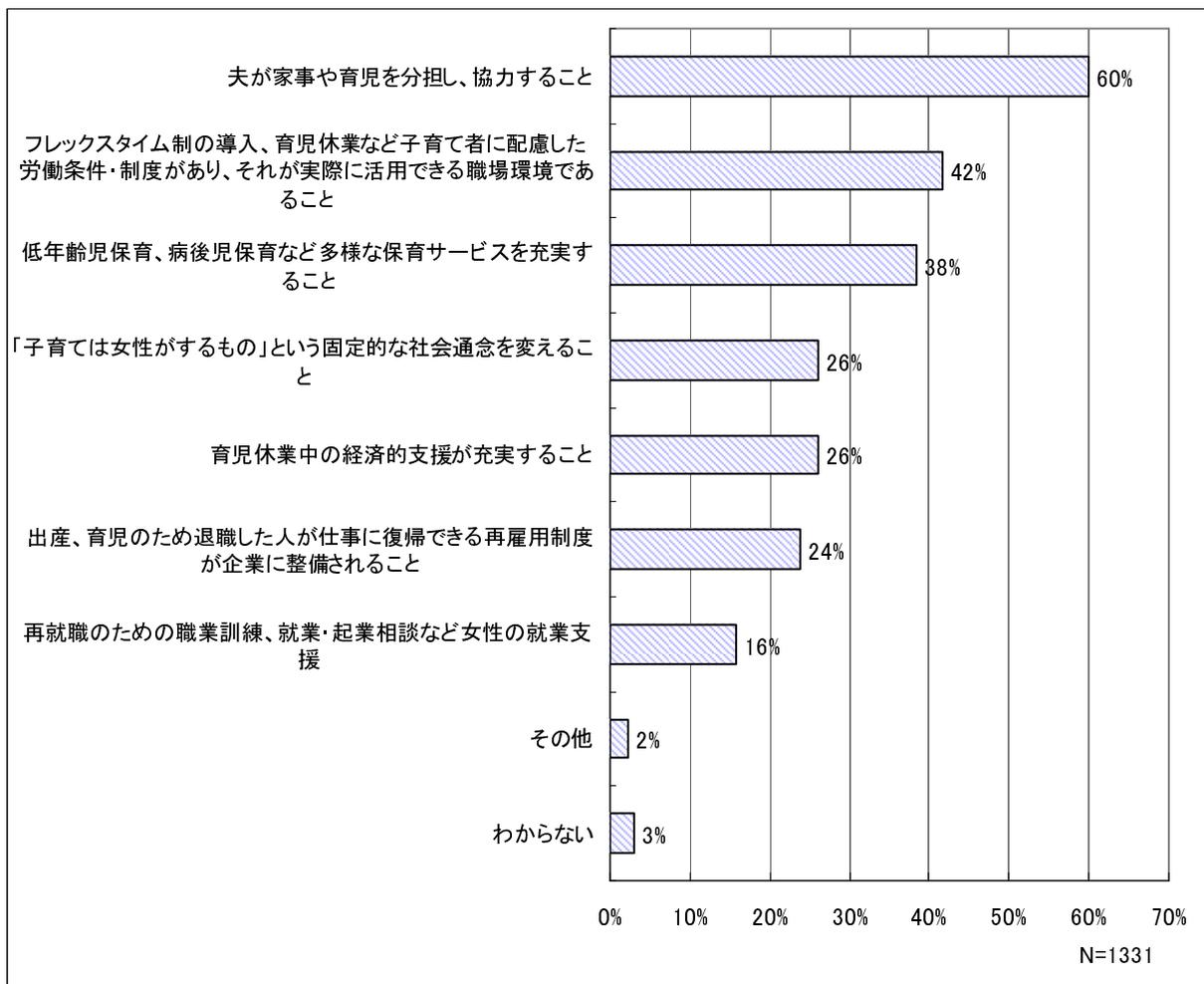


平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

家庭での家事分担について



女性にとって、子どもを育てながら、働くために必要なこと



(3つまでの複数回答)

平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

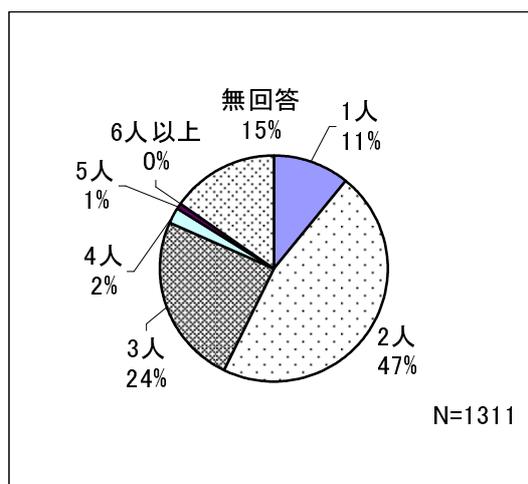
(5) 少子化問題の背景

現在いる子どもも含めた、予定している子どもの人数については、「2人」が47%で最も多く、次いで「3人」が24%、「1人」が11%と続いています。

予定している子どもの人数と、ほしいと思っている子どもの人数については、「今予定している人数で十分」という回答が半数を占めていますが、27%が「今予定している人数より1人多くほしい」と回答しており、3割は「今予定している人数よりほしい」と考えています。

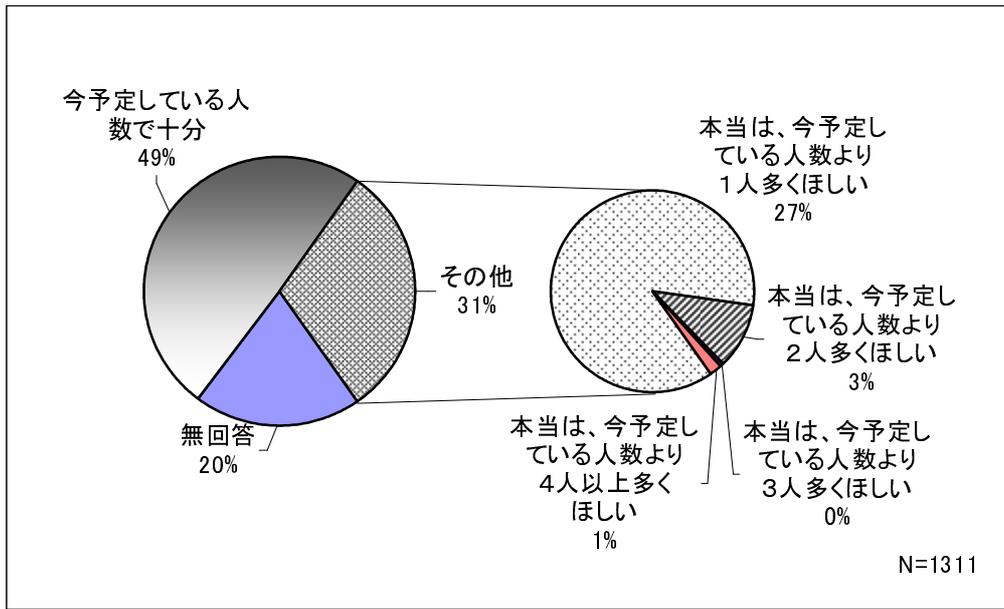
理想の子ども的人数より実際の子どもの人数が少ない理由として、8割が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答しています。「年齢的な理由から」も44%あり、他には「出産や育児の心理的な不安や肉体的負担が大きいから」(36%)、「自分の仕事に差し支えるから」(22%)、「健康上や身体的な理由から」(19%)、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」(18%)、「夫(妻)の家事・育児の協力が得られないから」(16%)となっています。

予定している子どもの人数（現在いる子も含めて）

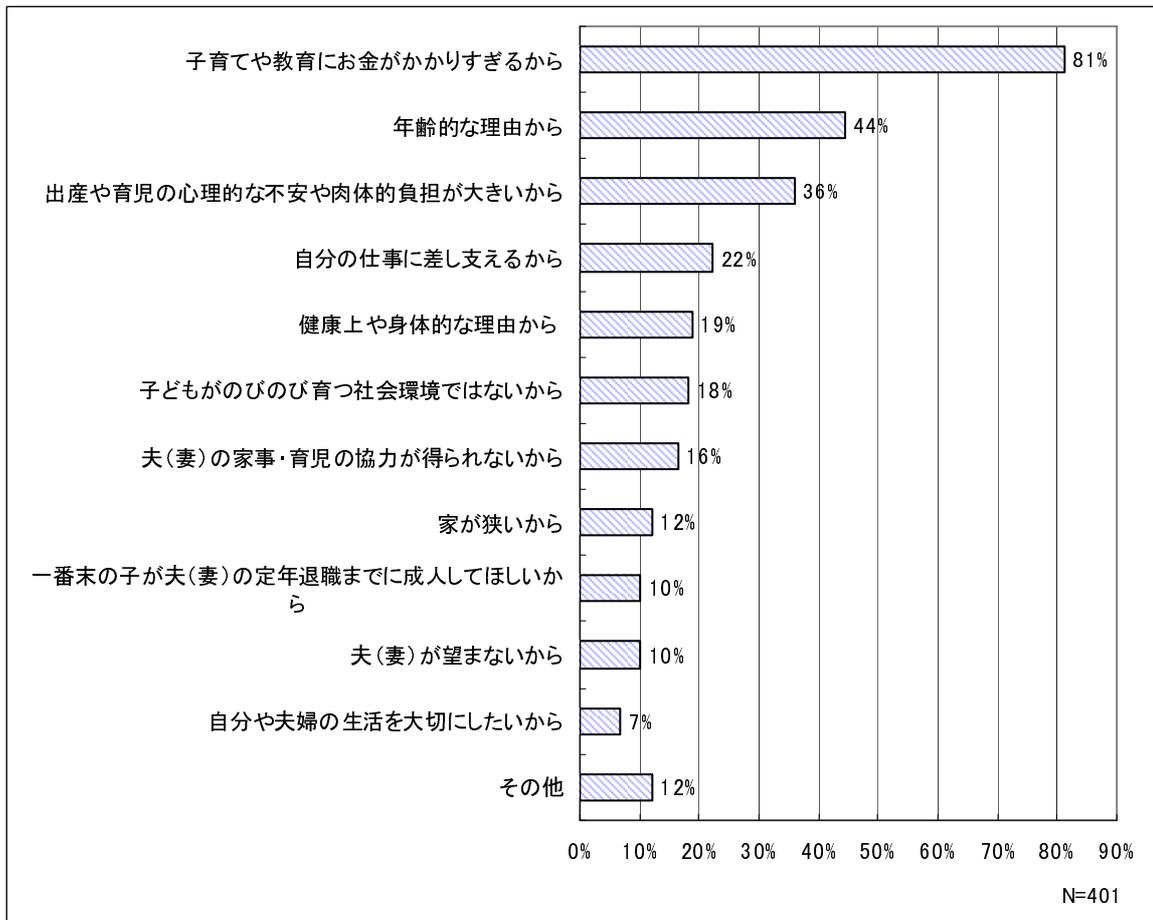


平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

予定している人数とほしい子どもの人数について



理想の子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由



(複数回答)

平成16年3月 安房郡7町村による「子育てに関するアンケート調査」集計結果

第3章

基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

安房7町村の次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・企業・地域において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育て家庭や地域において子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して推進します。

少子高齢化社会にあって、次世代育成支援は、安房7町村の未来を担う子どもたちを育む重要な課題であり、安心して子どもを産み育てることができるように子育て家庭を地域で支えるまちづくりが求められています。

安房7町村では、次世代が健やかに成長することによって、地域の活力が高まるよう「子どもの笑顔と活力があふれるまちづくり」を基本理念としてこの計画を推進していきます。

■基本理念

「子どもの笑顔と活力があふれるまちづくり」

第2節 計画の基本方針

1 行動計画において大切にすべき視点

この計画では、以下に示す3つの方向性を「行動計画を実施するにあたって大切にすべき視点」としました。

(1) 子どもの幸せと自立を応援する視点

この世に生まれてくるすべての子どもたちが、生命と人権を尊重され、幸せに育つことが保障されていなければなりません。子どもたちは家庭環境、障害の有無、社会への適応性の違いなど、どのようなことによっても差別されることなく、必要に応じたサポートを受ける権利をもっています。

私たち大人がこのような意識をもち、子どもたちの「今」の幸せを大切にするとともに、将来、子どもたちが社会的に自立した大人になり、自己選択、自己責任、相互支援を担い、他者とのかかわりの中で自己実現が図れるよう、その成長を応援するまちをつくっていきます。

(2) 親の子育て不安をぬぐい、自信をもって子育てできる環境整備の視点

子どもの幸せと自立を応援するには、まず親が心身ともにゆとりをもって子どもと接することができる環境をつくる必要があります。

これまでは、子育て支援のサービスそのものが少なく、親自身が子育てのことについて自ら学び体験を通して成長する環境があまり保障されていませんでした。これからはそうした親向けの支援サービスの充実を図るとともに、学びの場を確保し、親自身が自立した大人となり、自信をもって子育てができるようなまちをつくっていきます。

(3) 子どもも高齢者も多様な世代がともに生きる地域づくりの視点

子育ては家庭と学校、保育園、幼稚園など子育てに関連する施設だけで担えるものではありません。地域全体で子どもの育ちを見守り、必要に応じて、温かい手を差し伸べることが望めます。少子化が進み、兄弟の数が減り、近くに友だちもつくりづらい現状では、多様な価値観、多様な生き方を子どもたちが体験を通して学ぶことができにくくなります。地域の大人たちはそうした多様性を伝える担い手でもあるのです。

また、地域は子どもだけが暮らす場ではありません。高齢者や障害者など様々な人たちが、ともに支えあい、喜び合い、その人らしく暮らしていけるまちをつくっていきます。

■基本目標

- 1 すべての家庭の子育てを応援**
- 2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し**
- 3 親としての学び・子どもの学びを応援**
- 4 地域の資源を活かして、まち全体で子育て支援**

第3節 施策目標と具体的施策の体系

この計画では、基本理念を実現するために、次の4つを基本目標とし、それらを4つの柱として総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

両親のいる家庭、ひとり親家庭、虐待に遭った子どもを養育している人、障害のある子どもを育てている家庭などすべての子どもとその子どもを育てている家庭、施設に対して、必要な人、技術、もの、情報が届くように母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

- ◎地域における子育て支援サービス情報の一元化と充実
- ◎母子保健・医療サービスの推進
- ◎要支援児童への対応
- ◎児童虐待防止対策の拡充

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

核家族化が進み、地域に子育てのサポートの手がない現状では、妻が専業主婦の家庭では、妻にのみ子育ての負担が重くのしかかり、共働き家庭の場合でも、「仕事と家庭の両立」はもっぱら妻の課題であり、「夫は仕事に専念」といった状況にあります。子育てを楽しむ時間が確保できるよう、多様で弾力的な保育サービスの量と質の充実を図るとともに、父親も子育てに目をむけ、家族全体で協力して子育てする意識を広めていきます。また、仕事を一時休んだり、あるいは退職して子育てに専念した後、再就業、再就職を希望する母親のために、就労環境の整備促進を進めます。

- ◎保育サービスの充実
- ◎放課後児童対策の充実
- ◎就労環境の整備促進

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

子どもたちが地域の様々な支えあいと、学びの中で安心して育っていけるよう応援し、親自身が子育てを通して、自分を育てることの喜びを実感してもらうとともに、地域全体で子どもたちを育てる、地域の担い手でもあることに気づいてもらうよう、親と子が学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を進めていきます。

- ◎食育の推進
- ◎学童期・思春期の健康づくり
- ◎子育てに関する意識の啓発
- ◎父親の子育て参加の促進
- ◎子どもの個性や可能性を伸ばす教育の充実

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

子どもを安心して産み育てることができるような安全なまちにするため、保育園、幼稚園、学校と地域の連携を強化して、地域の住環境、道路交通環境を見直すとともに、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進していきます。

- ◎子どもがのびのび遊べる環境づくり
- ◎安心して外出できる環境の整備
- ◎安全・安心なまちづくりの推進
- ◎子ども防犯パトロール等の推進

第4章

施策目標と施策の方向性

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

【現況と課題】

- 都市化・核家族化の進展に伴い、地域の連帯感も希薄化しつつある中で、地域社会から孤立し、相談する相手もなく、家庭の中で一人子育ての不安を抱えている親が、乳幼児を育児する専業主婦家庭などで増えています。
- 長期化する景気の低迷やそれらに伴う雇用不安が広まる中、教育費などの子育てに要する費用の増大は、子育て家庭にとって負担感が強まっています。
- 晩婚化の進行に伴い、出産年齢も上昇する傾向にあります。このため、安心して出産し健やかに育てることができるよう、健康診査や健康指導など、妊産婦や乳幼児に対する保健サービスの充実を図ることが必要です。
- 母親の育児不安の軽減や地域社会からの孤立を防ぐために、妊娠中から必要な知識の習得や仲間づくりが必要です。
- 子どもを安心して健やかに育てることができるよう、小児保健・医療の充実を図ることが必要です。
- 障害の予防や早期発見のためには、妊婦に対する健康教育や健康診査、乳幼児に対する健康診査等の保健サービスの充実を図るとともに、相談指導体制の充実を図ることが必要です。
- 障害児保育については、一人ひとりの特性や成長に応じた多様な保育を行うための環境整備を推進することが必要です。
- 障害児と家族が安心して生活が送れる地域社会を実現するため、在宅支援の充実に努めることが必要です。
- 近年離婚等により、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。母子家庭の多くは、母親が就労しなくてはならない状況であり、就業の問題や子どもの教育の問題などを抱えており、父子家庭についても、家事、就労、子どもの教育の問題などを抱えています。ひとり親家庭の自立化を確保するため、相談・支援体制の整備を図ることが必要です。
- 児童虐待の背景は多岐にわたることから、虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うことが重要なことから、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

【施策の方向】

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査や健康指導など、妊産婦や乳幼児に対する保健サービスの充実を図ることが必要です。
- 出産や育児に必要な知識の普及を図るとともに、相談相手や仲間づくりが促進されるよう学習や交流機会の確保に努めます。
- 子どもを安心して健やかに育てることができ、子どもの健康が維持・増進されるように、小児保健・医療の充実を努めます。
- 児童を養育している家庭の経済的支援を図るため、乳幼児医療、児童手当、児童扶養手当などの活用を促進します。
- 障害のある子どもをもつ家庭を支援するため、障害の早期発見、早期療育体制の確立を図るほか、障害児に対する保育サービスや在宅支援の充実を努めます。
- ひとり親家庭の自立化を確保し、親と子が安心して生活していけるよう、相談・支援体制の整備を図ります。
- すべての児童の健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくため、児童虐待防止対策の充実を図ります。

【計画の内容】

（１）地域における子育て支援サービス情報の一元化と充実

①地域子育て情報の収集・一元化して提供

子どもを安心して育てるためには、地域において子育てを支援する仕組みが必要です。合併に伴い、これまで各町村で行ってきた子育てに関する情報を収集、再整理し、一元的に提供できるしくみをつくります。

②つどいの広場など子育て拠点の設置

各地区に0・1・2・3歳の子と親の居場所機能をもつ子育て支援の拠点として「つどいの広場」を設置し、いつでも気軽に通える場、子育てをともに楽しむ友だちづくりの場、情報交換の場を整備します。

③育児に関する相談機能の充実

子育ての不安やちょっとした相談事に気軽に応じてもらえるような機関を保健福祉センター内に設け、保健師等が対応します。事業実施の際には、PRの充実に加え、相談員の資質向上に努めます。

④育児サークル・子育てネットワーク化の促進

乳幼児の子育て期の孤立化を解消するためにも、さまざまな機会を通して、子育て中の親たちの友だちづくりを積極的に支援していくことが大切です。また、こうしたサークル同士が広く連携をとって、ともに子育てを楽しめる関係づくりをサポートしていくことが望まれます。

⑤子育て支援ボランティア・サポーターの育成

計画の実現には、住民一人ひとりの協力が必要です。そのためには、子育て支援に関する住民の理解を得るとともに、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者になれるよう人材の育成や、多様なボランティアグループや市民団体の活動の支援をしていくことも大切です。

⑥活動・交流の場の確保

育児サークルやネットワークづくり、ボランティア活動を行うには、「場」の確保が重要になります。従来、保健福祉センター等がそうした活動の拠点として利用されてきましたが、今後はつどいの広場等さまざまな地域の施設において子育て支援の活動や親子の交流が行えるよう、支援していきます。

(2) 母子保健・医療サービスの推進

①妊産婦・乳幼児保健サービスの推進

妊娠期の健康の確保は、胎児への影響も大きいため、非常に重要です。妊娠期から出産・育児へ継続した支援体制の整備が必要です。また、未受診者への受診奨励等の対応、健診後のフォローアップ体制の整備にも取り組みます。

②小児保健医療の推進

現在、親のニーズに応え、全市的に予防接種の個別化に移行中ですが、今後は引き続き個別化を進めるとともに、未接種の子どもには接種勧奨等を行っていきます。

③救急医療体制の充実

小児の救急医療体制については、生活の多様化、夜型化、女性の社会進出等を背景に、その必要性が高まっています。今後、関係機関と協議、調整を進め、救急医療体制の充実に取り組んでいきます。

(3) 要支援児童への対応

①ひとり親家庭等への支援体制の充実

近年、増加傾向にあるひとり親家庭については、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、相談事業、経済的支援、就労支援に取り組んでいきます。

②障害児家庭への支援体制の充実

妊婦一般健診や乳幼児健康診断を充実させ、障害の早期発見に努めるとともに、障害のある子ども及び、発達に問題があると思われる子どもに関しては、関係機関の連携により、早期対応、最善の対応を探っていきます。

また、障害のある子どもが地域で安心して暮らしていけるよう、在宅福祉サービスを充実させ、地域の見守りの中で育ていけるよう配慮します。

(4) 児童虐待防止対策の拡充

①相談体制の充実

平成16年の児童福祉法の改正によって、児童相談に関する市町村の役割が明確化されました。地域住民の虐待問題への関心を高める啓発活動を進めるとともに、虐待を疑う場合は積極的に通告できる窓口体制が義務付けられます。また、保育園、幼稚園、学校、保健福祉センターなど関係機関もそうした通告や相談を受け付け、行政、児童相談所と連携をとりながら対応することになります。

虐待への対応は、早期発見・早期対応が重要であることから、関係機関の職員の虐待に関する研修等への参加による資質の向上を図るとともに、臨床心理士など専門家の協力を得て、相談体制の充実に努めます。

②虐待防止ネットワークの設置

児童虐待への対応は、一部の関係者や一部の機関の取り組みだけでは限界があることから、発生を疑う時点からの情報をできるだけ迅速に関係機関につなぐとともに、すみやかにかつ的確な対応を行うことが求められます。このため、健康福祉センター、保育園、幼稚園、小学校、教育委員会、家庭相談員、小児科医、主任児童委員等関係機関で構成する虐待防止ネットワークによる虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきます。

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

【現況と課題】

- 近年、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加により、保育ニーズは増加する傾向を示しています。また、就労形態の多様化や通勤時間の長時間化などにより、それぞれの子育て家庭の事情に応じた保育形態が求められています。
- 夫婦共働き世帯の増加により、昼間保護者のいない家庭の小学生低学年児童等の放課後児童対策についても重要な課題となっています。
- 様々な分野で女性の社会進出が拡大し、活躍の場も増えてきていますが、一方で社会の慣習や人々の意識の中には、男女の不平等や固定的な性別役割分担意識が依然として残っており、共働きの家庭でも、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは少なくありません。このため、家事や育児においても男女共同参画意識の高揚を図ることが必要です。
- 女性が仕事と子育てを両立させていくためには、子育てをしやすい労働環境の整備が重要な条件となります。育児休業制度が実施されましたが、普及・定着が十分ではなく、男性の取得者も少ない状況です。このため、育児休暇制度の普及・活用の促進や、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、再就職を希望する女性に対して、職業情報の提供や女性の再雇用を促進するよう、働きかけていくことも必要です。

【施策の方向】

- 仕事と子育ての両立支援と多様化する保育ニーズに対応するため、保育所の整備・充実を図ります。また、個別、多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育の充実を図ります。
- 留守家庭における放課後児童の健全育成を図るため、各学童保育所の円滑な運営や保育内容の充実を図るとともに、保育時間の延長等について検討を進めます。
- 学童保育の一層の充実を図るため、学校施設の活用や保育所との事業の連携など、関係機関とのネットワーク化を推進します。
- 女性の仕事と子育ての両立を支援するため、家事や育児における男女共同参画意識の高揚を図る啓発活動を推進します。
- 企業に対して、育児休業制度の普及・活用を促進するとともに、育児休業制度が取得しやすい職場環境づくりを支援していきます。
- 職業相談体制の充実を図るとともに、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるような就業環境づくりを推進します。

【計画の内容】

（１）保育サービスの充実

①保育施設の整備・充実

子育て支援のニーズは多様化しており、中でも保育サービスについては通常保育サービスはもちろんのこと、延長保育や休日保育などニーズが多岐に渡っています。保護者や現場の保育士等の意見を聴きながら、基盤整備を進めていくとともに、老朽化した保育所の整備・改修を推進します。

②保育内容の充実

日中の長い時間を保育所で過ごす子どもたちの生活と成長を保障するためにも、保育の質の確保は重要です。研修会等に積極的に参加して保育者としての資質向上を図ることも必要です。

③低年齢児保育の推進

出産後、良好な環境で乳幼児保育をする保育所があれば、安心して出産し、子育てしながら働くことができるという保護者のニーズに対応し、産休明けからの受け入れに努めます。

④障害児保育の充実

集団保育が可能な障害児を受け入れる場合は、担当の保育士を配置し、入所希望があれば実施します。また、知識・技能の習得に努め、障害児の保育に必要な保育材料の確保をします。

⑤多様な保育サービスの提供

民間保育所の延長保育や乳幼児保育等の保育サービスの充実を促進するため、運営費補助等のサービスを行います。

（２）放課後児童対策（学童保育）の充実

共働き家庭の親が安心して子育てし、働き続けることができるよう、学童期の保育サービスの拡充が求められています。今後５年間にすべての地区において放課後児童施設が設置できるよう、環境整備を進めます。

(3) 就労環境の整備促進

① 育児休暇制度の普及・活用

子育てしながら働く人たちの職業生活と家庭生活が調和のとれたものになるよう、雇用環境の整備や働き方の見直しに資するような条件整備を各事業主に推進してもらうため、ハローワークや商工会議所などと連携を図ります。

② 再就職・再雇用への支援

出産や育児を理由にいったん仕事を辞めた女性が再び希望する仕事につけるよう、ハローワーク等関係機関と連携しながら、情報提供やキャリア開発のサポートに努めます。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

【現況と課題】

- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身両面の健全育成を図るため、「食育」の推進が必要です。
- 思春期には、性についての関心が高まり、性行動が活発化する時期です。また、思春期は、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、思春期の体や心の健康の問題が、生涯の健康に影響することも指摘されていることから、正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成することが重要です。

【施策の方向】

- 男性の子育てへの参加を促進するとともに、子育てに楽しみや喜びを感じられるよう、育児講座等子育てに関する学習機会の充実を図り、父親の参加促進にも努めていきます。
- 食を通じて心身ともに健康な子どもの育成が促進されるよう、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供の場の充実を図ります。
- 思春期は、生涯にわたる健康な生活習慣を形成する重要な時期であることから、適切な指導が受けられるよう、学校保健との連携の強化を図ります。
- 子どもの人間形成に重要な地域における人や自然とのふれあいの促進、文化や文化財に親しむ機会を提供するため、各種交流事業やスポーツ・レクリエーション事業、文化振興事業や文化財の伝承保護事業の充実を図ります。

【計画の内容】

（１）食育の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、幼い時期から家族で食卓を囲む楽しさなどを知ってもらうために、さまざまな機会をとらえて、親たち子どもたちに「食」の大切さを伝えていきます。

（２）学童期・思春期の健康づくり

小学生・中学生の時期に生活習慣や健康について正しい理解と実践力を身につけておくことは、生涯を通じて心身ともに健やかに生きていくためにとても重要です。学校教育の場などを通じて、自分の体をいたわることの大切さ、運動等を通して体を鍛える必要性、性の違いなどを理解し、子どもたち自身がセルフケアができるよう支援します。

また、支援が必要な小学生・中学生のために、スクールカウンセラー、養護教諭等が連携をとって心の問題解消に向けて支援の推進にあたります。

（３）子育てに対する意識の啓発

①啓発活動の推進

学校や地域社会が連携して、子どもたちの育ちを見守れるよう、各中学校区で子育てに関するフォーラムや学習会を行います。

②子育てに関する学習機会の充実

健診等を通じて家庭教育に関する学習を行い、親の子育ての学びの機会を提供します。

（４）父親の子育て参加の促進

各機関で行う子育てに関する学習会やイベントに父親にも参加してもらえるよう積極的に呼びかけると同時に、参加しやすい内容について検討します。

（５）子どもの個性や可能性を伸ばす教育の充実

①幼児教育の充実

公民館や図書館などを通じて、子どもたちが日本語の美しさ、ものがたりの楽しさに触れる機会を提供し、豊かな想像力と言語力を育む支援を行います。

②体験学習の充実

地域の豊かな自然に触れる機会を多く設けたり、子ども会や地域スポーツ団体の支援を通じて子どもたちの体験学習の充実を図ります。

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

【現況と課題】

○近年、あちこちで子どもたちが犯罪や事件に巻き込まれることが増えてきました。住民・警察・各機関等が連携をとって子どもたちが危険や不安を感じないようなまちづくりが望まれます。また、子どもや保護者が安心して移動できるように施設や道路環境を整備することも必要です。

【施策の方向性】

○今後は子どもたちが元気にまちの中で遊び、活躍できるよう、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して、地域ぐるみのまちづくりを推進します。

【計画の内容】

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

①安全な道路の整備

道路交通の安全を図るため、カーブミラー、ガードレール等の新設や修繕を行い、子どもや保護者が安全に、安心して歩行できる道路整備を行います。

②交通安全対策の充実

子どもたちを交通事故から守るためには、彼ら自身が事故の恐ろしさ、どのような点に注意をしてまちの中を歩くのかを知るための交通安全教育を進めていくことが重要です。幼稚園・保育園等の幼児については保護者に、小学生以上については学校教育の場を利用して講習を行っていきます。

③子どもの安全確保

災害対策や、学校等における不審者侵入者対策も大人の責任として取り組んでいきます。対策マニュアルを作成し、周知徹底するとともに、県等と連携した情報の提供、安全点検の実施など、あらゆる場合を想定して子どもの安全確保のための方策を実施します。

また、登下校時における地域・保護者との連携による安全確保について協議を進めていきます。

(2) 子どもがのびのび遊べる環境づくり

①公園・遊び場の整備

定期的に児童遊園を巡回し、公園遊具の点検を行うと同時に、必要に応じ修繕等を行い安全性の確保に努めます。

②自然とふれあう機会の充実

自然豊かな安房7町村の地域特性を活かし、その地区ならではの体験学習の機会を充実させていきます。

第5章
個別施策の展開

第1節 安房7町村全体で取り組む事業について

今後どのような手順で計画を実行していくかの具体的な内容については、合併協議会との調整が必要です。

当面は、各7町村が行ってきた実績を踏まえ、合併によって住民サービスの低下が起きないように、徐々に近隣町村との融合を図っていくこととなります。

ここでは、7町村の次世代育成支援地域行動計画策定委員会において出された7町村としての具体的方針を示すとともに、各町村の取り組みもあわせて記載します。

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

◎地域における子育て支援サービス情報の一元化と充実

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
乳幼児の 親子向け場づくり	子育て支援課	すでに各7町村で独自に行っている事業について連携をとり、さらに充実させていきます。
つどいの広場	子育て支援課	平成20年度に4か所、平成21年度に3か所設置の予定です。
育児サークル活動の 支援	子育て支援課	乳幼児の親子向けの居場所やつどいの広場などを訪れる親子が相互援助を行いながら子育てを楽しくできるように、育児サークルづくりのサポートを行います。
在宅幼児 親子交流事業	子育て支援課	就学前の在宅児童家庭の子育て支援のため、保育所を開放し、保育活動の体験学習の機会を提供するほか、保護者への保育情報の提供や保護者間の情報交換の場を提供します。
在宅乳幼児 育児相談事業	子育て支援課	在宅乳幼児の子育て支援を行うため、保育園において在宅乳幼児と保育園児との交流時に育児相談を実施します。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
児童手当等	子育て支援課	小学校3学年終了前までの児童を養育している保護者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に向けて児童手当等を支給します。
乳幼児医療費助成	子育て支援課	子育てを支援し、乳幼児保健の向上に寄与するため、乳幼児の医療費を助成します。
児童扶養手当	子育て支援課	父親と生計を同じくしていない児童の世帯に手当を支給します。
幼稚園保育料の減免	教育委員会	世帯の所得の状況に応じ、幼稚園の保育料の減免を実施します。
保育所保育料の減免	子育て支援課	災害その他特別な理由により、保育料負担が困難と認める場合に、保育所保育料の減免を実施します。
保育所保育料設定	子育て支援課	保育所の保育料については、所得の状況に応じた保育料を設定します。
子育て支援のネットワーク化	子育て支援課	行政、子育て支援を行う機関や団体・サークル、そして子育て家庭が情報を共有し、地域においてよりきめ細かな子育て支援活動が効果的に促進されるよう、地域子育て支援センターを中心に子育て支援ネットワークの形成を図ります。
子育てガイドブック等の作成	子育て支援課	子育て相談や情報交換、友だちづくりの場の提供、仕事や育児のサポートなどを内容とした子育てガイドブックやリーフレットを作成し、子育て家庭に対する情報提供の充実を図ります。
家庭児童相談室	子育て支援課	家庭児童相談室では、相談員による児童養育の技術、児童にかかる家庭の人間関係その他の相談を実施します。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
コミュニティ施設の整備	企画部	地域社会における住民のふれあい及び快適な生活環境の確保を図り、コミュニティを醸成するため、地区コミュニティ施設の整備に対する補助を実施します。
コミュニティ事業の補助金	企画部	地域社会における住民のふれあい及び快適な生活環境の確保を図り、コミュニティを醸成するため、地区の防災施設整備、環境保全施設等への補助を実施します。

◎母子保健・医療サービスの推進

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
妊産婦や新生児への訪問	健康増進課・ 地域福祉課	保健師による家庭訪問を行い、新生児の健康確認と保護者の育児不安の軽減を図ります。また、健康診査や乳児相談の事後管理として日常生活指導を行うため、保健師・管理栄養士が家庭訪問を行います。
予防接種	健康増進課・ 地域福祉課	予防接種法に定められた感染症の発生及び蔓延を防止するため、集団接種、個別接種方式による予防接種を実施します。
乳幼児健診	健康増進課・ 地域福祉課	疾病の早期発見、乳児の発育・発達の確認を行うため、乳児健康診査を実施します。
1歳6か月児健康診査	健康増進課・ 地域福祉課	健康診査を通じて幼児期における心身障害の早期発見・早期対応と育児不安の軽減を図るための援助を行います。
3歳児健康診査	健康増進課・ 地域福祉課	健康診査を通じて幼児期における心身の障害等の早期発見と、むし歯予防及び健康づくりの基礎として、生活習慣の自立に向けた指導を行います。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
育児相談	健康増進課・ 地域福祉課	各種乳幼児健診・相談や電話相談などを通し、育児不安や迷い・ストレス・育児の孤立などの現状を把握し、子どもの心身に深刻な影響を与える前に支援を実施します。また、広報やホームページ、子育てガイドブックの活用や民生児童委員への周知など、児童虐待防止相談体制に周知と活用を促進します。
家族むし歯予防活動	健康増進課・ 地域福祉課	家族、地域が子どもの歯を守ることへの関心を高めるため、保護者、家族へのむし歯予防活動を推進します。
妊婦電話相談・ 家庭訪問	健康増進課・ 地域福祉課	妊娠中の不安や悩みに対し、保健師による電話相談を実施するとともに、必要に応じて家庭訪問を実施します。
家族計画相談	健康増進課・ 地域福祉課	家庭づくりの基礎となる家族計画についての相談を健診時、家庭訪問等で随時行い、健康で幸せな家庭を築くように支援します。
妊婦健康診査	健康増進課・ 地域福祉課	妊婦に対し健康診査を実施し、異常の早期発見と適切な治療と保健指導につなげます。
産婦電話相談・ 家庭訪問	健康増進課・ 地域福祉課	産婦に対する電話相談と家庭訪問を実施し、日常生活指導と育児不安の軽減を図ります。
女性の健康づくり 事業	健康増進課・ 地域福祉課	女性のための健康づくりは、家庭の健康の基礎となることから、健診による疾病の早期発見と予防に努めます。
乳幼児電話相談	健康増進課・ 地域福祉課	健やかな子どもを育てるために、電話により悩みや相談に応じて適切な保健指導や育児支援を行います。
乳児相談	健康増進課・ 地域福祉課	身体計測、育児相談、栄養相談、歯科相談を行い心身異常の早期発見とともに、母子関係が成立できるよう、よりよい育児環境の設定による支援を行います。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
地域医療体制の整備	健康増進課・ 地域福祉課	妊産婦、乳幼児等が安心して適切な医療が受けられるよう、安房医師会等の関係機関の協力を得ながら、地域医療体制の整備に努めるとともに、救急医療対策の推進を図ります。

◎要支援者への対応

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
医療費等の助成	子育て支援課	ひとり親家庭等の母または父及び児童の医療費の一部を助成します。
母子（寡婦）福祉 資金貸付	子育て支援課	母子家庭または寡婦の経済的自立のため各種資金の貸付を行います。
DV対策の推進	社会福祉課	配偶者やパートナーからの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）対策については、暴力の排除と人権を守るための啓発活動を推進するとともに、被害者の相談窓口の周知を図ります。
特別児童扶養手当	社会福祉課	心身障害のある児童を監護している方に特別児童扶養手当の支給を行います。
障害児居宅支援事業 の推進	社会福祉課	身体障害児、知的障害者（児）が安心して暮らしていけるよう、また自立生活の向上と社会参加を促進するために在宅福祉サービスの充実を図ります。

◎児童虐待防止対策の拡充

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
児童虐待防止ネット ワークの構築	子育て支援課	<p>各種健診などの結果、育児不安や迷い・ストレス・育児の孤立などで継続的な支援が必要と思われる場合、保育園・幼稚園の通園児は連携を取り合い、在宅の親子に対しては、おもちゃ図書館・在宅児交流・サークル等の紹介などあらゆる立場から見守ることができるよう勧め、また、連携をとるなど、虐待の恐れとなる以前での予防活動に力を入れていきます。社会福祉課、健康増進課、その他関係機関との連携のもと、民生児童委員、青少年相談員、保健所、警察、児童相談所、家庭相談員等から組織される児童虐待防止対策協議会を立上げ情報交換や支援内容の協議を行います。</p>
虐待防止連絡会	子育て支援課	<p>保育所や予防接種時等において、疑わしいケースを発見した場合、地域の家庭相談員または児童相談所との情報交換を行い対処します。関係各職員との情報交換会を随時実施します。</p>

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

◎保育サービスの充実

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
通常保育事業	子育て支援課	保護者が仕事、出産、病気などの理由で保育ができない就学前の児童を保育するため、入所希望状況などに応じた受入れに努めます。また、保護者の勤務等により、居住地以外の需要に対応するため協議の成立した市町村と管外入所を行います。
一時保育事業	子育て支援課	保護者の疾病等により児童の保育に欠けるときその児童を一時的に保育します。
延長保育事業	子育て支援課	延長保育について、就労形態の多様化に伴い、保育希望時間が長くなっていることに対応し、ニーズに応じて実施を検討します。
障害児保育	子育て支援課	集団保育が可能な障害児を受入れる保育所に、障害児の保育を担当する保育士を配置し、障害児保育を実施します。また、障害児の健やかな成長を支援するため、保育士は、知識・技能の習得に努めます。
乳児保育	子育て支援課	出産後、乳幼児保育をする保育所があれば安心して出産し、働くことができるという保護者のニーズに対応し、産休明けからの受入れに努めます。
民間保育所 運営費補助	子育て支援課	民間保育所の延長保育や乳幼児保育等保育サービスの充実を促進するため、地域内民間保育所4か所に対し、運営費補助等の支援を行います。
保育サービスに関する 情報提供	子育て支援課	各公共機関に関連情報コーナーを設けるとともに、地域子育て支援センターから保育園等を通じて情報提供を行うなど、保育サービスに関する情報提供の充実を図ります。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
保育士等の研修及び 施設整備	子育て支援課	保育士等の研修を推進し、資質や指導力の向上を図ります。また、保育環境の充実を図るため、老朽化した保育所の整備・改修を推進します。
預かり保育	教育委員会	17年度新規事業で幼稚園預かり保育を実施。働く保護者の子育てを支援します。

◎放課後児童対策の充実

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
放課後児童 健全育成事業	子育て支援課	現在3町村で実施。平成19年度に2か所。平成20年度に2か所、公設民営で設置予定。

◎就労環境の整備促進

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
仕事・子育ての両立 への啓発・広報活動 の推進	子育て支援課	仕事と子育ての両立の体制整備や関係法制度等について事業所等への啓発、広報活動を推進します。
両立支援に対する 国、県及び関係団体 等との連携	子育て支援課	国、県及び地域における関係団体と連携を図りながら、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について積極的に推進します。
就業条件・環境の整備	子育て支援課	子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備や働き方の見直しに資する多様な労働条件を各事業所内に整備してもらうため、ハローワークや商工会議所と連携し、次世代育成支援対策法の趣旨及び一般事業主行動計画の周知と計画策定及び認定の徹底を図ります。また、法定規模（301人以上の労働者を雇用する事業主）未満の事業主に対しても、ハローワークや商工会議所と連携し、行動計画を策定するよう指導・助言します。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

◎食育の推進

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
親子クッキング	健康増進課・ 地域福祉課	親子のふれあいを通して料理を作る楽しさや食べる喜び、バランスよく食べることの大切さを学び、あわせて生活習慣病の予防を図ります。
食に関する指導 (学校給食の推進)	健康増進課・ 地域福祉課	小中学校の保健体育、特活及び学校給食を通じて食に関する指導を実施します。
保育所給食の推進	健康増進課・ 地域福祉課	入所児童の健全な発育と健康の維持・増進や、食を通じた心身の育成を図るため、栄養士に献立作成を依頼、保育園で調理する保育園給食を推進します。

◎学童期・思春期の健康づくり

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
思春期電話相談	健康増進課・ 地域福祉課	不安や悩みの多い思春期を心身ともに健全に過せるよう、電話相談を開設し、悩みや相談に応じ、適切な保健指導や施設の紹介を行います。
保健推進員・食生活改善推進員による啓発事業	健康増進課・ 地域福祉課	中学生や幼稚園・小学校PTA等を対象に、保健推進員・食生活改善推進員による小児生活習慣病予防の知識伝達、調理実習や講義を開催など職に関する啓発事業を行います。
児童生徒健康診断	教育委員会	児童生徒の健康の維持・増進を図るため、各学校で内科、歯科、眼科、耳鼻科等の健診を実施します。
就学時健康診断	教育委員会	翌年度小学校入学予定者に健康診断を実施します。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
スクールカウンセラー事業	教育委員会	児童・生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校や暴力行為の問題行動等についてカウンセリングを行い、指導援助等を行います。

◎子育てに関する意識の啓発

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
子育てに関する意識啓発	子育て支援課	広報や回覧、ホームページまたは学校、幼稚園、保育所等を通じて中高生への保育体験の呼びかけ、子育てに関する意識啓発を図ります。

◎父親の子育て参加の促進

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
家庭教育学級 共同学習会	教育委員会	家庭教育の共同学習の講演、学級交流会等、親が家庭教育に関する学習を計画的、継続的かつ集団的に行う家庭教育学級を開催します。

◎子どもの個性や可能性を伸ばす教育の充実

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
国際理解教育の推進	教育委員会	国際感覚豊かな児童・生徒を育成するため、外国語指導助手を活用した国際理解教育を推進します。
情報教育の推進	教育委員会	情報教育の充実を図るため、各校のホームページの立上げ、コンピュータ技能認定制度の改善、コンピュータ指導可能教員の育成をめざし、調査研究を実施します。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
要保護・準要保護児童生徒の就学援助・就学指導	教育委員会	要保護・準要保護児童生徒に対し、学用品費等の援助を行います。 障害のある児童生徒の生活実態調査・診断ならびに適切な就学指導を行います。
特別支援教育の普及奨励	教育委員会	特殊学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を補助し、特別支援教育の普及奨励を図ります。
道徳教育の推進	教育委員会	特設された「道徳」の時間の確保及び充実に努めます。
校外・クラブ活動等補助	教育委員会	学校管理下の活動で、地区における予選会選考会を経て全国規模の大会に出場する団体等へ補助金を交付します。
教育相談	教育委員会	県と連携し、指導主事による学校における教育相談を実施します。
学校体育施設の開放	教育委員会	子どもの居場所づくりを含めた社会体育の振興普及を図るため、市内小中学校の体育館、グラウンド、プールの開放を行います。
奨学金支給	教育委員会	高等教育、高等専門学校、大学等に入学が決定または在学中で学業が優秀な者に対し、修学を容易にし、有益な人材を育成し、地域の発展に寄与するため、修学金や支度金の貸付を行います。
遠距離通学児童生徒への助成	教育委員会	スクールバスの運行しない遠距離から通学する児童生徒の通学助成をします。
図書館 中央公民館	教育委員会	多種多様な本との出会いを通して、本のもつすばらしさやおもしろさに触れるとともに、読むことの楽しさを体得できるよう、図書の貸出し、閲覧、各種講座開催、移動図書館運行に取り組みます。
本の読み聞かせ会	中央公民館	豊かな創造力と言語力を育むため、幼児・児童を対象に絵本の読み聞かせを行います。

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
地域子ども教室	教育委員会	子どもの居場所づくりを推進するため、小中学生を対象に放課後や休日に自然体験活動や文化活動を実施します。
歴史体験講座	教育委員会	体験しながら歴史に触れる機会の創出を行います。
子ども会の育成支援	教育委員会	育成者講習会、研修会、育成者情報交換会など子ども会の育成を支援します。
スポーツ少年団育成支援	教育委員会	親善大会の実施、他市町との交流事業等を通じ、スポーツ少年団の育成を支援します。
総合型地域スポーツクラブ育成事業	教育委員会	子どもから高齢者までスポーツに親しみ、世代を越えた交流事業を促進します。
各種スポーツ大会の開催	教育委員会	各種スポーツ大会を開催します。
スポーツ教室・講習会	教育委員会	各種スポーツ教室や講習会を開催します。
明るいまちづくりを目指す草の根運動の推進	社会福祉課	犯罪のない明るい社会を築くことを目的に、街頭パレード、映画会、弁論大会、キャンペーン等の草の根運動を展開します。

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

◎子どもがのびのび遊べる環境づくり

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
遊び場の整備	子育て支援課	子どもの遊び場における安全性を確保するため遊具の点検、整備を充実させます。

◎安心して外出できる環境の整備

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
交通傷害保険	総務部	交通事故被害者への救済を図るため、交通傷害保険を設けています。
交通安全施設の整備	総務部	道路交通の安全を図るため、カーブミラー、ガードレール等の新設修繕を行います。
障害者計画(バリアフリー含む)	社会福祉課	人にやさしい福祉のまちづくりを推進するため、障害者計画に則り事業を推進します。
交通バリアフリーの推進	総務部	道路整備や改修に合わせて、歩道の確保や段差の解消を推進します。

◎安全・安心なまちづくりの推進

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
防犯体制の充実	総務部	防犯事業を実施する機関への支援を行い防犯体制の充実を図ります。
防犯設備の整備と啓発活動の実施	総務部	防犯灯等防犯設備の整備を図ることにより犯罪を抑止するとともに、啓発活動により市民の防犯思想の普及及び意識の高揚を図ります。
侵入による犯罪の防止対策の促進	総務部	侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進に努めます。

◎子ども防犯パトロール等の推進

事業名	合併後の所管 (予定)	事業内容
学校の安全確保	教育委員会	災害対策、不審者侵入者対策のマニュアル作成、県等と連携した情報の提供、安全点検の実施などあらゆる状況に応じた学校の安全確保のための方策を実施します。また、今後は、登下校時における地域・保護者と連携した安全確保の方策について協議を進めます。
警察と学校等の関係 機関との情報交換・連携	教育委員会	子どもたちの安全確保のため、警察と学校連絡制度を活用するとともに、地域関係団体との連携をしていきます。
防犯講習の実施	教育委員会	各学校で子どもたちへ防犯指導を実施しています。今後は、警察等関係機関との協議の中で方策の検討をしていきます。

第2節 各町村の現在の取り組み事業について

高浦町

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
乳幼児の親子向け場づくり	保健福祉課	乳児	年3回(乳児健診時に開催)	公民館でブックスタートコーナーを設けて実施。町読み聞かせボランティアが乳児と保護者へ絵本を通じたふれあいを行う。保健師よりブックスタートの説明を行い家庭での継続を勧める。
つどいの広場	社会福祉協議会	乳幼児(0~4歳位)及び保護者	月1回	公民館を主会場に子育てサロンを実施。乳幼児及び保護者間の交流を図る。
世代間交流の場づくり	教育委員会	幼児・小学生 保護者	年1回(12月)	公民館前の駐車場を会場に各地区でうすときねによる餅つきをして交流する。
絵本の読み聞かせ	教育委員会	乳幼児~ 小学生	育児相談時 月1回	ボランティア団体「とみうら絵本だ いすきの会」の会員が年間計画を 立て、活動している。
			保育所・幼稚園 月1回	
			小学校 年2回	
妊産婦や新生児への訪問	保健福祉課	ハイリスク 妊婦	必要時	妊娠中毒症予防
		新生児・産婦	新生児 生後28日以内	体重増加、状況把握
			産婦 産後28日以内	産後経過把握

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
予防接種	保健福祉課	住所を有する もので法令に 定められた対 象者	ポリオ・BCG 隔月	集団接種：公民館
			DPT 月1回	
			日本脳炎 年3回	
			麻疹・風疹	個別接種：医療機関
乳幼児健診	保健福祉課	乳児	各年3回ずつ	身体計測、内科診察、療育相談、 保健指導、栄養指導、子育て講座 等
		1歳6か月児		身体計測、内科歯科診察、保健指 導、栄養指導、子育て講座等
		3歳児		身体計測、尿検査、内科歯科診 察、保健指導、栄養指導、子育て 講座等
育児相談	保健福祉課	乳幼児	月1回 (第3水曜日)	公民館和室で身体計測、育児栄養 相談・親子の交流・仲間づくりの場 として開催している。
妊婦交流会	保健福祉課	妊婦	年3回	公民館を会場に、保健師、管理栄 養士による妊娠中に必要な知識を 伝達
離乳食教室	保健福祉課	乳児と その保護者		育児不安の一番の原因ともなっ ている離乳食について実際に試食し てもらい、正しい知識を得ること により、少しでも不安を軽減できよ うに管理栄養士による講話及び指 導を実施している。
児童虐待防止 ネットワークの構築	保健福祉課	児童全般	随時	児童虐待防止ネットワーク委員(民 生児童委員、青少年相談員等)と 児童相談所との連携を図りなが ら、防止対策、早期発見に努め、 児童の健全育成を推進する。

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
通常保育事業	保育所	保育に欠ける乳幼児	周年 平日：午前8時～午後4時 土曜日：午前8時～午後0時	児童福祉法により、保育士が保育する。
一時保育事業	保育所	措置の対象とならない就学前の児童	周年 平日：午前8時～午後4時 土曜日：午前8時～午後0時	保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要となる児童を保育するサービス
放課後児童健全育成事業	教育委員会	幼稚園児	周年	働いている父母等を支援し、子ども達の放課後の生活の安全と健全育成を図るため預かり保育を実施している。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
食育講座(思春期栄養教室)	保健福祉課	小学校5年生とその保護者	年2回	各小学校授業参観日に、町管理栄養士による、生涯にわたる健康づくりのための食生活について伝達 食生活改善推進員による自分でも作れる朝食づくりを伝達
親子わくわくクッキング教室	保健福祉課	小学生とその保護者	年2回	管理栄養士による生涯にわたる健康づくりのための食生活について伝達。食生活改善推進員による不足している野菜、海草、乳製品を使った調理の伝達
家庭教育の充実	教育委員会	乳幼児～小・中学生と保護者		思春期の子どもをもつ親のかかわり方や、乳幼児の育児、また、育ち盛りの子ども達の朝食を食べることの大切さ等を学ぶ。

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
防災訓練	総務課	住民	8月	住民対象の消火訓練等
防犯ブザー	交通安全 協会	小学生	4月	防犯ブザーの配布
児童遊園の点検・整備	保健福祉課	利用者	随時	町には、3か所の児童遊園があり、 管理・運営は行政区で実施
防犯灯の整備	総務課	住民	随時	区の要望により設置し、犯罪を未然に防ぎ、夜間の安全確保を図る。
交通安全教室	交通安全 協会	幼児・小学生	年数回	交通安全の指導
子ども110番の家	教育委員会	幼児・小・中学生	随時	町内で、100件余りの家に協力してもらい不審者や変質者等に子ども達が遭遇したときに、避難所として「子ども110番の家」を置く。

資料：行動計画策定委員会資料

富山町

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
乳幼児の親子向け場づくり	保健福祉課	乳幼児及びその保護者	月1回	保健福祉センターを会場に、在宅児を集め、遊びを通じて交流を図る。
つどいの広場	保健福祉課	乳幼児及びその保護者	月1回	平群保育園を会場に、在宅児とその保護者及び保育園児との交流の場を設けるとともに、保護者相互の情報交換や、保健師・保育士による育児相談などを行う。
世代間交流の場づくり	教育委員会	小学生 高齢者	年2回	伝承遊びなどを通じて、小学生と地域高齢者との交流を図る。
絵本の読み聞かせ	中央公民館		3歳児健診時及び健康まつり開催時	公民館サークルの協力により、絵本の読み聞かせを行っている。
妊産婦や新生児への訪問	保健福祉課		随時	初妊婦及び第一子の新生児家庭へ、町保健師が訪問している。
予防接種	保健福祉課	住所を有するもので法令に定められた対象者	ポリオ・BCG 年4回 DPT 年6回 日本脳炎 年3回 麻疹・風疹	集団接種：保健福祉センター 個別接種：医療機関
乳幼児健診	保健福祉課	生後12か月までの乳児	年2回 (整形外科は年4回)	内科と整形外科の医師による診察及び歯科衛生士による相談事業を実施
育児相談	保健福祉課	生後12か月までの乳児	月1回	保健師による相談及び栄養士による相談を実施

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
児童虐待防止 ネットワークの構築				現在、児童虐待に対するネットワーク体制はなし。平成 16 年の児童福祉法の改正に伴い、積極的に対応できる担当窓口の設置が義務付けられていることから、関係機関、行政、児童相談所との連携をとりながら対応を図る。

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
通常保育事業	保育所	保育に欠ける 乳幼児	平日：午前 8 時 ～午後 4 時 土曜日：午前 8 時 ～午後 0 時	通常保育
長時間保育事業	保育所			午前 7 時 30 分～午後 7 時 15 分までの保育
一時保育事業	保健福祉課	保護者の疾病等により一時的に保育が必要となる 乳幼児	月 12 日上限	一時的に保育の必要な児童に対して保育を行う。
放課後児童健全育成事業	保健福祉課	幼稚園児～ 小学生	月曜～金曜日	学童に対して保育を行う。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
食育講座	保健福祉課	小・中学生 及び保護者	年 1 回	小・中学生とその保護者を対象に料理教室を実施し、栄養食を作ることによりバランスのとれた食事の重要性を理解させる。
家庭教育の充実	教育委員会	保護者	年 4 回開催	幼・小・中学生の保護者を対象とし、家庭教育力向上のための講演会など各種事業を行う。

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
防災訓練	総務課	町民	防災の日直近 の日曜	避難訓練・初期消火訓練等
防犯ブザー	教育委員会	小・中学生		小・中学生に防犯ブザーを配布
防犯パトロール	総務課	町民	夏休み中の土・ 日曜日及び地 区祭礼時	町内各種団体によるパトロール
児童遊園の点検・整備	保健福祉課	町民	随時	児童遊園遊具の安全点検及び修繕。平成17年において新規遊具整備(1か所)
町営住宅の整備	総務課	町民		
防犯灯の整備	総務課	町民	随時	地域からの要望により、町が設置
危機回避マップづくり	教育委員会	幼稚園児 小学生		幼稚園・学校において、危険箇所マップを作成し、通学路等の安全確認を行う。
交通安全教室	教育委員会	町民		各幼稚園・小学校において、警察や交通安全協会と連携し、交通安全教育を行う。

資料：行動計画策定委員会資料

三芳村

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
乳幼児の親子向け場づくり	保健福祉課	就園前の乳幼児及び保護者	月2回	絵本の読み聞かせ、リズム体操等
つどいの広場	保健福祉課	就園前の乳幼児及び保護者	週1回	親子交流の場の提供
世代間交流の場づくり	保健福祉課	保育園児 小学生 高齢者	年4回	園児・児童と高齢者の交流
絵本の読み聞かせ	教育委員会	幼児・小学生	月4回	ボランティアサークルで実施
妊産婦や新生児への訪問	保健福祉課	妊産婦 新生児	随時	保健師による訪問指導
予防接種	保健福祉課	住所を有するもので法令に定められた対象者	ツ反・BCG 年2回	集団接種:保健センター
			ポリオ 年4回	
			三種混合・麻疹 風疹・日本脳炎	個別接種:医療機関
乳幼児健診・	保健福祉課	3～8か月児	年2回	内科健診、保健指導、栄養指導、 歯科指導
		1歳6～8か月児	年4回 (同時開催)	内科健診、歯科健診、保健指導、 栄養指導、歯科指導
		3歳6～8か月児		
育児相談	保健福祉課	就園前の乳幼児	月2回	保健師による育児相談、歯科衛生士によるブラッシング指導
児童虐待防止 ネットワークの構築	保健福祉課	児童全般		ネットワーク推進員(民生児童委員、保健所等)、児童相談所と連携を図りながら、早期発見等に努め、児童の健全育成を推進する。

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
通常保育事業	保健福祉課	保育に欠ける乳幼児	平日：午前8時～午後4時 土曜日：午前8時～午後0時	児童福祉法に則り保育所において保育士が保育する。
一時保育事業	保健福祉課	保護者の傷病等により一時的に保育が必要となる乳幼児	平日：午前8時～午後4時 土曜日：午前8時～午後0時 保育期間：月12日限度	児童を一時的に保育するサービス
放課後児童健全育成事業	保健福祉課	幼稚園児 小学1～3年生	平日：午前8時～午後4時 その他（学校行事の代休日）	昼間保護者のいない家庭の幼稚園児及び小学校児童に対し、三芳幼稚園敷地内にある学童保育所において適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
家庭教育の充実	教育委員会	幼児 小・中学生 保護者	年1回	講演会
ボランティアバンク (人材バンク)の創設	教育委員会			人材バンクに登録
中・高校生へのメンタルサポート	教育委員会	中・高校生 保護者	月1回	保健所でカウンセリングを実施

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
防災訓練	総務課	村内住民	9月下旬	村内住民を対象に、初期消火等の防災訓練を実施している。
防犯ブザー	教育委員会	小学1年生 中学1年生	入学時	館山警察署管内防犯協力会連合会より寄贈された防災ブザーを配布
防犯パトロール	保健福祉課	青少年	7月の祭礼日 (1日のみ)	館山警察署署員、保護司、村職員合同で夜間パトロールを実施
防犯灯の整備	総務課	村内	4月～3月	自治区から要望のあった箇所に村で検討し、防犯灯を設置している。
交通安全教室	総務課	高齢者	4月・9月	館山警察署と村が、高齢者を対象とした交通安全教室を開催している。

資料：行動計画策定委員会資料

白浜町

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
乳幼児の親子向け場づくり	保健福祉課	0～3 歳児と 保護者	年 3 回	保健福祉センターで実施。保護者 対象の調理教室と母子保健推進 員による支援(調理間の子どもの 保育)と交流
つどいの広場	中央公民館	小学生	月 2 回	公民館にて実施。なんでもやって みよう教室、自分でやってみよう教 室等を実施
世代間交流の場づくり	教育委員会	小学生 高齢者	年 1 回	小学校に高齢者を招待し交流を深 めている。
絵本の読み聞かせ	中央公民館	小学生 幼稚園児 保育園児	毎月 1 回 第 3 土曜日実施	毎月第 3 土曜日ボランティアにより 公民館研修室で実施。参加者 10 名程度
妊産婦や 新生児への訪問	保健福祉課	ハイリスク 妊婦 新生児 産婦の希望 者全員	随時	保健師による訪問により、妊娠・産 褥における健康状態の把握、疾病 の早期発見相談を実施。また、新 生児の出生状況の確認、発育発達 チェック、育児栄養相談、母子保 健・予防接種事業の説明紹介
予防接種	保健福祉課	3～90 か月 未満	DPT	個別健診:原則として指定医療機 関での接種とし、被接種者の状態 により予防接種センター、千葉県 内定期予防接種相互乗り入れを案 内している。
		1歳～90か月 未満	麻疹・風疹	
		1歳～90か月 未満 小学 4 年生 中学 3 年生	日本脳炎 年 8 回	
		小学 4 年生	二種混合 年 4 回	
		3～90 か月 未満	ポリオ 年 4 回	
				集団検診:保健福祉センターや小・ 中学校で実施

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容	
予防接種	保健福祉課	3 か月～4 歳 未満	BCG 年 4 回	集団検診:保健福祉センターや小・ 中学校で実施	
乳幼児健診	保健福祉課	3～6 か月児	指定医療機関 での個別健診	発育発達チェック、助言指導	
		3～6 か月児		年 4 回	身体測定、内科健診、保健・栄養・ 歯科相談
		1 歳 6～8 か 月児 3 歳 3～6 か 月児			身体測定、尿検査(3 歳のみ)、内 科健診、歯科診察、保健・栄養・歯 科相談
育児相談	保健福祉課	妊婦・幼稚園 年齢前児と その家族	月 2 回	保健福祉センターで実施。発育発達 の観察、地域での仲間づくり、管 理栄養士・保健師による育児相談	
児童虐待防止 ネットワークの構築	保健福祉課	児童全般		その内容、状況により関係部署で 対応している。	

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
通常保育事業	保健福祉課	保育所入所 希望者	平日・土曜日 長時間保育	児童福祉法に則り保育所において 保育士が保育する。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
食育講座	保健福祉課	小学生と その家族	年 5 回 (11 月、12 月の 土・日曜日に開 催)	場所:保健福祉センター 講師:食 生活改善推進員、管理栄養士 内容:食べ物の正しい知識、料理 を作る楽しさを体験し、食事づくり で家族のふれあいを深めることを 目的に、食生活の問題点や食品の 役割などを講義と調理実習を通し て学ぶ。

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
家庭教育の充実	教育委員会	幼稚園・小・ 中学校の児 童・生徒の 父兄	年 4 回	講演会・研修会・講座等を実施

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
防災訓練	総務課	町民	9月1日直近の 日曜日	津波警報発令による避難訓練 初期消火訓練
防犯パトロール	教育委員会	青少年	PTA・青少年 相談員・教員に よる祭礼時の 青少年非行 防止パトロール	祭礼時における青少年非行防止 パトロール
児童遊園の点検・整備	保健福祉課			保健福祉課職員による遊具等の安 全点検
防犯灯の整備	総務課		随時	防犯灯の設置

資料：行動計画策定委員会資料

千倉町

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
乳幼児の親子向け場づくり 【子育て支援井戸端会議】	教育委員会 (中央公民館)	1歳～幼稚園 就園前	月1回 (年間8回)	主に公民館 (わらべ歌、季節の創作、ミニミニ運動会、クリスマス会、身長・体重測定、情報交換他)
こども開放日	保健環境課	子どもと 保護者	月2回	保健センター(親子交流の場の提供)
世代間交流の場づくり	福祉課 保育所 社会福祉協議会	町立 保育園児 老人クラブ 連合会	年1回(10月)	町立保育所の園児達と町内老人クラブ連合会合同で10月に運動会を実施
絵本の読み聞かせ	教育委員会 (図書館)	幼児 小学校 低学年	月1回 (第2土曜日)	図書館郷土資料室でボランティアグループ「しおまねき」により絵本、パネルシアターなどの読み聞かせを実施
妊産婦や新生児への訪問	保健環境課	支援が必要な妊婦 第一子、第二子は希望者	随時	家庭訪問
予防接種	保健環境課	3～90か月	生ポリオ・BCG 月1～2回	集団接種:保健センター
乳幼児健診	保健環境課	1歳6か月、 2、3歳児	年4回ずつ	保健センター(身体計測、内科・歯科健診、歯科指導、予防接種指導、保健・栄養指導)
育児相談	保健環境課	3～12か月児	月1回	保健センター(発育測定、相談・指導)
児童虐待防止ネットワークの構築	福祉課 保健環境課 教育委員会 総務課			現在ネットワーク化はされていないため、その都度関係所管にて対応その内容、状況により関係部署で対応している。

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
通常保育事業	福祉課	0歳児～ 就学前	平日：午前8時 ～午後4時 (休日、祭日、 年末年始を除く)	保育に欠ける児童を保育する。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
食育講座	保健環境課	子ども会	年2回(2地区)	衛生指導員、管理栄養士による食事指導と調理実習
家庭教育の充実	教育委員会 (社会教育課)	PTA 児童・生徒	各学校に学級 内容は任せて いる。	子どもたち家庭で行える挨拶など基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など、「生きる力」の基本的な資質や能力を育成するために必要な方法や心構えを学習することでよりよい家庭を作ることを狙いとした事業内容で開催する。
ボランティアバンク (人材バンク)の創設	教育委員会 (社会教育課)	町民 (現在28人)	随時 募集は通年	学校や子ども会等で事業を行うときの講師(事業内容にあった講師を派遣)

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
防災訓練	総務課	全町民	町主催防災訓練は8月最終日曜日(小学校区単位)	町防災訓練4小学校区を各年で行う。
			区主催は4月の区長会にて決定	各地区指定の避難場所にて行う。
防犯ブザー	総務課	全町民	千倉警察署管内防犯組合連合会で必要に応じて	コンビニ等に置き、必要な人に貸し出す。現在在校児童全員持参中
	教育委員会	小学生		毎年新入学児童に全員に配布
防犯パトロール	総務課	全町内	夏季・年末のパトロール	七浦・千倉・千歳・健田地区防犯組合、4組合の役員によるパトロール
児童遊園の点検・整備	福祉課	町内各地区の児童	常時利用	設置及び修繕は町。運営、管理は各地区で実施
町営住宅の整備	建設課	低所得者 住宅困窮者	空室ができ次第公募	<ol style="list-style-type: none"> 1 現に住宅に困窮していることが明らかな者 2 町内に住所または勤務場所がある者 3 収入が基準内であること 4 現に同居または同居しようとする者がいる者
防犯灯の整備	建設課	全町内	各区の要望に応じ随時。町設置の防犯灯は少数	区長からの要望に応じ随時。設置については区の負担。電気代は町の負担
交通安全教室	総務課	各幼稚園児・小学校	年1回	各学校にて警察交通課職員の指導

資料：行動計画策定委員会資料

丸山町

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
乳幼児の親子向け場づくり 【ふれあい広場の開催】	保健福祉 センター	就学前児と 保護者	月 2 回 (6, 7 月 は 1 回)	保健福祉センターを会場に、おもちゃづくり等や遊びを提供。希望者へ身体計測や相談を実施。従事者は、常勤の保健師・看護師のほか講師として栄養士等を依頼
つどいの広場				(乳幼児の親子向け場づくり同様)
世代間交流の場づくり	社会福祉 協議会	75 歳以上の 高齢者と保育 園児・幼稚園 児・小学生	年 4 回高齢者間 の交流事業とし て「いきいきサ ロン」を開催。そ のプログラムで 交流事業を实 施	保育園児による演技の鑑賞と交流。幼稚園児及び小学生の演技の鑑賞
絵本の読み聞かせ	公民館	幼児～ 小学 3 年生	毎月第 3 土曜日 午後 2 時～3 時	ボランティアによる絵本の読み聞かせ及びゲーム等を教える。
育児サークル活動の支援	保健福祉 センター	就学前児と 保護者	週 2 回 火・金曜 日の午前	保健福祉センターを会場に、自由に遊べる場を提供。職員は従事していないが、随時相談は受けている。
妊産婦や新生児への訪問	保健福祉 センター	希望者	随時	保健師による訪問指導
予防接種	保健福祉 センター	住所を有す る者で法令 に定められた 対象者	ポリオ・日本脳 炎・BCG	集団接種：保健福祉センター
			日本脳炎 二種混合	集団接種：小・中学校
			麻疹・風疹	個別接種：委託医療機関
乳幼児健診	保健福祉 センター	乳児健診： 4～7 か月	年 3 回	計測・内科診察・股関節検査・離乳指導・保健指導
		1 歳 6 か月児 健診：1 歳 6～ 8 か月 3 歳児健診： 3 歳 6～8 か 月	年 4 回 (同時実施)	計測・内科、歯科検診・食生活、保健指導 言葉の相談・尿検査 (3 歳児のみ)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
2歳児歯科健診	保健福祉センター	2歳 3～9か月	年2回	歯科検診・食生活の指導
育児相談				乳幼児の親子向け場づくりと兼ねる。
児童虐待防止ネットワークの構築	保健福祉課	児童全般		ネットワーク推進員(民生児童委員、青少年相談員、保健所、警察等)と児童相談所との連携を図りながら防止対策、及び早期発見に努め児童の健全育成を推進する。

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
通常保育事業	保育園	保育に欠ける乳幼児及び児童	周年 平日:午前8時～午後4時 土曜日:午前8時～午後0時	児童福祉法に則り保育園において保育士が保育する。
保育園交流事業	保育園		年3～4回	在宅児童と保育園児との交流・保育所行事への参加
放課後児童健全育成事業	教育委員会	町内の幼稚園、小学校に在籍する年少児から小学3年生まで	土・日・祝日・8/13～8/16・12/29～1/3以外のすべての日。平日:午後2時30分～6時 1日保育:午前8時～午後6時 短縮日課:午前10時30分～午後6時	主に保護者が居宅外で労働することによりそれに代わる者がいない幼児、児童の健全育成

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
食育講座	教育委員会	小・中学生	随時	学校生活のあらゆる機会をとらえ「食」の大切さ、必要性を栄養士あるいは教師から理解させる。
家庭教育の充実	教育委員会 企画・運営は 各学校	各校PTA	各学校に企画・ 運営を任せてい る。学期に1回 程度	学校を会場に講演会や親子創作活動等を主に実施
ボランティアバンク (人材バンク)の創設	教育委員会	町内者に かかわらず、 特技をもち指 導ができる方	人材バンク登録 者に指導の 要請があり都合 のつく日に開催	学校や公民館等で人材バンク登録者に指導を希望する者に指導する。
小中学生への 赤ちゃんふれあい講座	保健福祉 センター	小学5・6年生 中学生	年1回 (夏休み中) ※育児相談と同 時開催	保健福祉センターを会場に、妊婦体験・乳児についての講義や乳幼児とのふれあい(遊びや食事を通して)を実施
中高校生への メンタルサポート	学校保健 委員会	児童・生徒	学校保健委員 会は年2回	各小中学校の養護教諭や保健師・学校医・薬剤師・保健所関係者等で組織する委員会で、心身の健康について対策を検討する。また、精神的サポートについては、「心の教室相談員」が週2日学校に駐在し、予防的な指導も含め随時相談にのっている。

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
防災訓練	総務課	住民	9月(年1回) 防災の日	住民に対して、防災意識を日頃からもち、災害時に備えるため、毎年訓練を行う。特に、災害弱者といわれる老人、児童、身障者の安否確認を民生児童委員を介し行い安全を確認する。
防犯ブザー	教育委員会	小学校1年～	周年	対象児童に防犯ブザーを携帯させ変質者等への防犯対策を講じる。
児童遊園の点検・整備	保健福祉課	利用者	周年	町には2か所の児童遊園があり、設置も行政区からの要望であったため、管理・修繕は行政区で行っている。
町営住宅の整備	土木環境課	入居者		町には、現在18棟が建設されており所得の少ない若者層の入居が多い。また、隣地には児童公園も付設されており、親子の集う場所となっている。
防犯灯の整備	総務課	住民		地域性もあり、民家が点在していることから、防犯灯は各地区細部に渡り設置されているが、今後も行政区からの要望を受け、設置していく。
交通安全教室	総務課 教育委員会	幼稚園児 小学児童	年1回	園児・児童を対象とした安全教室を警察署・交通安全協会と共催で開催している。交通法規の学習、自転車等を使用した指導を行い、交通安全についての指導を行っている。また、登下校時の安全確保も年2回実施する。

資料：行動計画策定委員会資料

和田町

基本目標1 すべての家庭の子育てを応援

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
乳幼児の親子向け場づくり 【あそびの広場】	健康福祉課	乳幼児及び 保護者	月1回 (第3月曜日)	地域福祉センターの集会室を無料で開放し、乳幼児及び保護者の交流を図る。
絵本の読み聞かせ	中央公民館	町内在住の 小学校3年生 までの子ども と保護者	月4回 幼稚園 3か所 各1回 公民館 1か所 (コミセン・北・南 三原巡回)	町内の幼稚園及び公民館を会場として、ボランティアによる絵本の読み聞かせ
妊産婦や新生児への訪問	健康福祉課	妊婦 及び新生児	随時	ハイリスク妊婦や初産婦及び新生児(第一子は全員、第二子以降は希望者)を訪問し健康状態のチェックや相談を行う。
予防接種	健康福祉課	年間計画をた て、対象児に 必要回数接 種を行う	ポリオ・BCG 三種混合・二種 混合・風疹 日本脳炎	集団接種
			麻疹	個別接種：指定医療機関
乳幼児健診	健康福祉課	乳児健診 1歳6か月児 健診 3歳児健診	年4回	開催場所：地域福祉センター 内容：身体測定、内科健診、保健 栄養相談、整形外科健診(乳児の み)尿検査(3歳児のみ)歯科健診 (1歳6か月児・3歳児のみ) 発育、発達の確認とともに疾病や 異常の早期発見等の支援を行い、 乳幼児の健康の保持増進を図ると ともに保護者への育児支援を行う。

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
育児相談	健康福祉課	0歳～幼稚園 入園前の乳 幼児及び保 護者	月1回 (第1月曜日)	開催場所 地域福祉センター 身長・体重測定、育児相談のほか 毎月テーマを決め講話や、親子体 操、おやつづくりなどを行う。
児童虐待防止ネットワー クの構築				現在、児童虐待に対するネットワー ク体制はなし。平成16年の児童福 祉法の改正に伴い、積極的に対応 できる担当窓口の設置が義務付け られていることから、関係機関、行 政、児童相談所との連携をとりな がら対応を図る。

基本目標2 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
通常保育事業	健康福祉課 (保育所)	保育に欠ける 乳幼児及び 児童	平日：原則 午前8時～午後 4時 長時間保育 月～金曜日： 午前7時30分 ～午後6時 土曜日：(希望 者のみ)午前8 時～午後0時	児童の保護者や同居の親族が条 例に該当する理由で児童を保育す ることができない場合、保育所にて 保育を行う。

基本目標3 学びを通して親子が育つ場の充実(教育分野との連携)

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
食育講座	健康福祉課 教育委員会	管内、小・中 学校の児童・ 生徒及び保 護者	年 1 回 小・中学校から の依頼時に行 う。	町保健師が小・中学校に行き食事 と生活習慣病予防についての講義 を行う。
家庭教育の充実	教育委員会	管内、幼・小 学校、中学校 の保護者	年 6～10 回 年間 20 時間以 上の実施	保護者のニーズにあった講話を聞 いたり、講習会(学習会)の開催及 び親子で触れ合う場づくり等の行 事を実施する。
ボランティアバンク (人材バンク)の創設	社会福祉 協議会	町民	週 2 回	ボランティアコーディネーターがボラ ンティア活動の相談、登録、斡旋、 募集、養成及び活動における調査 研究を行うとともに、ボランティア間 の連絡調整を行う。 ボランティアに関する情報の収集 及び提供を行う。
中高校生への メンタルサポート	教育委員会	中学校の 生徒 保護者及び 教師	心の教室 相談 員 週 2 回 4 時 間程度 スクール カウンセラー 週 1 回	生徒の悩み相談・話し相手、地域 と学校の連携支援、学校の教育活 動支援及び教員の相談等を行い 解決に向けての方法・手段等をと もに考える。

基本目標4 安心・安全な子育てのまちづくりの展開

事業名	所管	対象者	開催日等	事業の内容
防災訓練	各小学校	全児童・生徒 職員	年2～3回	火災・地震訓練 不審者対応訓練
	総務課	全町民	年1回(8月最終日曜日または9月第1日曜日)	避難訓練、消防団員による消火栓の取扱指導(町内全域) 主会場において消化訓練・炊き出し訓練・応急手当の講習を実施
防犯ブザー	青少年育成 和田町民 会議	小学生 中学生 (女子)	入学時	防犯ブザーの配布
防犯パトロール	総務課	町内全域	夏期5回 土曜日実施	消防団による町内巡回(午後8時～10時)
			夏期 日曜実施	職域防犯協会による海岸パトロール
	産業課 観光協会		海水浴場開設 期間中の土・日・祝日	産業課職員、観光協会員による海岸パトロール
児童遊園の点検・整備	健康福祉課	利用者	随時	児童遊園の遊具の安全点検、及び修繕
町営住宅の整備	建設課	入居者	平常管理	南三原町営住宅(12世帯入居) 白渚町営住宅(16世帯入居) ※白渚町営住宅は漁協に管理委託
防犯灯の整備	総務課	町内全域		防犯灯の設置・維持管理
交通安全教室	各小学校	全児童・職員	年1回	各小学校及び千倉自動車教習所にて実施
道路パトロール	建設課	町内全域	週1回	毎週木曜日に巡回。簡易的に修繕可能な箇所は応急で修繕
こども110番の家	教育委員会			町内で15件ほどの家に協力してもらい不審者や変質者に子どもたちが遭遇したときに、避難所として「こども110番の家」を置く。

資料：行動計画策定委員会資料

第3節 各町村の特定14事業の目標事業量

次世代育成支援対策行動計画では、国で示された特定14事業に関して、計画期間中に達成すべき目標事業量、施策目標など具体的な定量的目標の設定が必要とされています。

本計画の定量的目標設定については、将来推計人口と子育てに関するアンケート調査から得られた結果をもとに、推計ニーズ量を算出し、さらに各町村の供給基盤や財政状況等を踏まえて、総合的に勘案したものを目標事業量として設定しました。

1 通常保育事業(公立・私立)

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	60	100	45	85	130	50	50
B 21年度(目標事業量)	60	100	45	85	130	50	50
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

2 延長保育事業

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
延長30分	0	0	0	0	0	0	0
延長1時間	0	0	0	0	0	0	0
延長2～7時間	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	20	0	85	0	0	0
延長30分	0	0	0	0	0	0	0
延長1時間	0	20	0	85	0	0	0
延長2～7時間	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	20	0	85	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	1	0	2	0	0	0
増減(B-A)	0	1	0	2	0	0	0

3 夜間保育事業

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

4 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

5 休日保育事業

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

6 放課後健全育成事業

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	60	30	0	0	20	0
うち1～3年生	0	30	29	0	0	6	0
B 21年度(目標事業量)	30	60	30	30	20	40	35
うち1～3年生	30	30	30	20	15	20	24
増減(B-A)	30	0	0	30	20	20	35

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	2	1	0	0	1	0
うち1～3年生	0	2	1	0	0	1	0
B 21年度(目標事業量)	1	2	1	1	1	2	1
うち1～3年生	1	2	1	1	1	2	1
増減(B-A)	1	0	0	1	1	1	1

7 乳幼児健康支援一時預かり事業(派遣型)

年間延べ派遣回数(回)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

8 乳幼児健康支援一時預かり事業(施設型)

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

9 子育て短期支援事業(ショートステイ)

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	1	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	1	0	0	0	0	0

10 一時保育事業

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	1	2	2	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	1	2	2	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	1	1	1	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	1	2	1	0	0	0	0
増減(B-A)	0	1	0	0	0	0	0

11 特定保育事業

定員〔児童数〕(人)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

12 ファミリーサポートセンター事業

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

13 地域子育て支援センター事業

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	0	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	0	0	0	0	0	0	0

14 つどいの広場事業

か所数(か所)

	富浦町	富山町	三芳村	白浜町	千倉町	丸山町	和田町
A 16年度(実施予定)	0	0	0	0	0	0	0
B 21年度(目標事業量)	1	0	0	0	0	0	0
増減(B-A)	1	0	0	0	0	0	0

第6章

計画の推進

第1節 計画の推進状況の点検

1 計画の推進状況の点検

各施策の推進状況については、全庁的な体制のもと、毎年実施状況を把握し、点検を行うとともに、事業の優先度を調整し、今後の取り組みに生かしていきます。

2 計画の推進状況の公表

各施策の推進状況に関する毎年度の点検状況を、地域協議会はじめ住民に対し、広報紙等を活用して公表し、周知を図ります。

第2節 住民への意識啓発の推進

1 次世代育成支援に対する意識啓発の推進

次世代育成支援は、住民が総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、さまざまな広報活動や生涯学習などの学習機会を通じて、住民への意識啓発を推進します。

2 庁内関連部署の連携強化

次世代育成支援に関して、集中的、計画的な取り組みを効果的・効率的に推進するため、庁内関連部署の連携強化を図ります。

第7章

資 料

次世代育成支援地域行動計画策定委員名簿

町村名	役職名	氏名	備考
富浦町	富浦町主任児童委員	石井 洋子	
	富浦町保健福祉課長	早川 清己	
富山町	富山町議会議員	忍 足 よね子	
	富山町保健福祉課長	服部 裕子	
三芳村	三芳村議会議員	横川 明等	
	三芳村保健福祉課長	三浦 恒雄	
白浜町	白浜町青少年相談員連絡協議会長	縫 順 海	
	白浜町保健福祉課長	高木 栄治	副委員長
千倉町	千倉町PTA連絡協議会長	國府田 秀樹	委員長
	千倉町福祉課長	田村 正義	
丸山町	丸山町主任保育士	水島 喜美子	
	丸山町主任保健師	山口 由紀子	
	丸山町保健福祉課長	青木 加津夫	
和田町	和田町教育委員長	水島 清一郎	
	和田町健康福祉課長	木下 榮一	

事務局

町村名	氏名
富浦町	三嶋 明夫
富山町	小澤 茂樹
三芳村	小林 八千代
白浜町	里見 勝則
千倉町	鈴木 美恵子
丸山町	丸 まり子
和田町	長谷川 敦子